

## 第2編 災害予防計画

【第1章 市の防災力の強化】

【第2章 事故災害に関する予防対策】

【第3章 市民の自主防災力の向上】

第1編  
總則

第2編  
災害予防計画

第3編  
災害応急対策計画

第4編  
災害復旧復興計画

## 目次

第2編 災害予防計画	35
第1章 市の防災力の強化	35
第1節 活動体制の強化	35
第1 活動体制の整備	35
第2 業務継続計画の策定	37
第3 防災拠点の整備	37
第4 災害協定の充実	39
第5 職員の防災力の向上	39
第6 消防活動体制の整備	40
第7 調査研究	42
第2節 災害に強いまちづくり	45
第1 計画的なまちづくりの推進	46
第2 地震火災等の予防	48
第3 液状化対策	49
第4 浸水災害の予防	50
第5 土砂災害の予防	53
第6 雪害の予防	58
第7 竜巻等の突風対策	60
第8 降ひょう対策	62
第3節 災害情報の収集・伝達体制の整備	63
第1 災害情報連絡体制の整備	63
第2 通信施設の整備	65
第3 広報活動体制の整備	66
第4節 医療救護等活動体制の整備	67
第1 救出救助、救急体制の整備	67
第2 医療救護体制の整備	67
第3 防疫・保健衛生体制の整備	72
第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備	73
第5節 交通ネットワーク・ライフラインの応急活動体制の整備	74
第1 緊急輸送道路の整備	74
第2 上水道、下水道施設の耐震性等の向上	76
第3 電気、ガス、通信施設の耐震性等の向上	77
第6節 帰宅困難者に関する予防対策	78
第1 帰宅困難者対策の普及啓発	78
第2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備	79
第3 企業等における対策	79
第4 学校における対策	80
第5 帰宅支援施設の充実	80

第7節	二次災害に関する予防対策	81
第1	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	81
第2	危険物施設等の予防対策	82
第3	建築物・構造物の二次災害に関する予防対策	83
第8節	避難に関する予防対策	86
第1	指定避難所等の指定	86
第2	指定避難所の環境整備	88
第3	避難誘導體制の整備	89
第4	指定避難所の管理運営体制の整備	89
第5	広域避難者の受入体制の整備	90
第6	広域避難協力体制の整備	90
第9節	物資供給・輸送に関する予防対策	91
第1	給水体制の整備	91
第2	食料・生活関連物資供給体制の整備	93
第3	緊急輸送体制の整備	95
第10節	要配慮者支援に関する予防対策	97
第1	要配慮者の安全対策及び安全確保	97
第2	避難行動要支援者の安全対策及び安全確保	102
第11節	生活の早期再建に関する予防対策	106
第1	住宅対策の体制整備	106
第2	被災証明書の交付体制の確立	108
第3	文教に係る事前対策	109
第12節	廃棄物対策	111
第1	廃棄物の収集・処理体制の整備	111
第13節	火山噴火降灰対策	113
第1	情報の収集・連絡	113
第2章	事故災害に関する予防対策	114
第1節	市で懸念される事故災害	114
第1	大規模事故災害の選定	114
第2	市に係る事故災害	115
第2節	林野火災予防対策	117
第1	林野火災に強い地域づくり	117
第2	応急対策への備え	117
第3節	危険物等事故災害予防対策	118
第1	危険物施設の予防対策	118
第2	高圧ガスの予防対策	118
第3	毒物・劇物の予防対策	119
第4節	鉄道事故災害予防対策	120
第1	応急対策への備え	120

第5節	道路災害予防対策	121
第1	道路の安全確保	121
第2	情報の収集・連絡体制の整備	122
第3	災害応急体制の整備	122
第4	緊急輸送活動体制の整備	122
第5	被災者等への的確な情報伝達活動への備え	123
第6節	航空機事故災害予防対策	124
第1	情報収集・連絡体制の整備	124
第2	災害応急体制の整備	124
第7節	農業災害予防対策	125
第1	営農技術の指導	125
第2	農協等との伝達体制等の確立	125
第3	関係農家への事前周知	125
第3章	市民の自主防災力の向上	126
第1節	防災教育	126
第1	市民向けの普及・啓発	126
第2	学校における防災教育	127
第3	保育所における防災教育	128
第4	事業所等における防災教育	128
第5	防災上重要な施設における防災教育	128
第2節	防災訓練	129
第1	地域防災訓練	130
第2	市及び防災関係機関が実施する訓練	130
第3	事業所、自主防災組織等が実施する訓練	131
第4	訓練の検証	132
第3節	自主防災組織等の整備	133
第1	自主防災組織の整備、地区防災計画の策定	133
第2	事業所等の防災組織の整備	134
第4節	災害ボランティア活動のための環境整備	136
第1	県災害ボランティア登録制度の周知	136
第2	ボランティア組織・団体に関する情報の把握	137
第3	専門職ボランティアの組織化	137
第4	災害時におけるボランティアの活動環境の整備	138
第5	ボランティアコーディネーターの養成	138

第1編  
總則

第2編  
災害予防計画

第3編  
災害応急対策計画

第4編  
災害復旧復興計画

## 第2編 災害予防計画

### 第1章 市の防災力の強化

#### 第1節 活動体制の強化

##### ■ 基本方針

大規模災害が発生した場合、広範囲にわたる建物被害、同時多発火災や救急救助事案が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

広域的同時多発的災害に対応するため、発災直後の初動活動体制、広域応援体制等の整備を図り、災害時の活動体制を強化する。

「活動体制の強化」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 活動体制の整備	危機管理課、各課共通
第2 業務継続計画の策定	危機管理課、各課共通
第3 防災拠点の整備	危機管理課、関係各課
第4 災害協定の充実	危機管理課、関係各課
第5 職員の防災力の向上	危機管理課、各課共通
第6 消防活動体制の整備	消防本部、危機管理課
第7 調査研究	危機管理課、関係各課

##### 第1 活動体制の整備

定められた参集基準に基づき、職員が参集し、速やかに情報収集や災害対応に取り組むための応急活動体制を整備する。

###### 1 初動配備体制の整備

各課は、突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに組織的に活動できるよう、応急活動体制を整備するとともに、災害の規模に応じ段階的に引上げる応急活動体制（初期活動体制、非常体制）を整備する。

市の応急活動体制については、「第3編 第1章 第1節 活動体制の確立」を参照とする。

###### 2 執務環境の整備

###### (1) 本部室の整備

市域で震度5弱以上の地震を観測し、被害の発生又は被害のおそれがある場合、災害時の活動体制をとる。初期活動体制において災害対策初期活動本部を本庁舎3階301会議室に設置し、非常体制において、災害対策本部を市役所本庁舎6階大会議室に設置する（活動体制については「第3編 第1章 第1節 第1 職員の動員計画」を参照）。

担当部署は、本部室のネットワーク環境、電話設備、ボード、地図等の必要設備を確保する。

(2) 各執務室の整備

各課は、市役所本庁舎、児玉総合支所等の職員執務室の、書棚やロッカー等の転倒、ガラスの飛散及び各種機器の転倒を防止する。

(3) 災害対策本部の代替施設の整備

市役所本庁舎が大規模災害により被災し災害対策本部を設置できなくなった場合を想定し、①児玉総合支所、②現業棟2階会議室又は本部長の指定する場所を代替施設の候補とする。

担当部署は、ネットワーク環境等の災害対策本部としての機能の整備を図る。

(4) 代替機能の確保

担当部署は、発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源、簡易トイレ等の代替手段の備えを充実させる。

(5) 災害対策要員（職員）用食料、飲料水、備品の備え

担当部署は、発災時に職員が迅速な業務を行うため、食料、飲料水及び備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備える。

3 各機関からの受援体制の整備

担当部署は、次に示す受援体制を整備する。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

担当部署は、他の地方公共団体から専門的技術及び知識を有する職員を受入れるための体制を整備する。受援体制の整備項目は次のとおりである。

ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の整備

イ 緊急輸送路、備蓄状況等の情報の共有化

ウ 防災訓練の実施

また、応援に関する種類と内容の例は次のとおりである。

【応援活動の種類と内容】

種類	活動機関・内容（例）
災害救助に関連する業務	消防機関、警察、自衛隊による輸送手段、交通路の提供及び確保等
保健医療の広域応援に関連する業務	医療班、ヘリコプターによる受入、DMAT等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、心のケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）等

## (2) 国及び県等の受援体制の整備

担当部署は、国及び県等からの応援に際し、十分な協力を得られる受援体制を整備する。受援体制の整備項目は次のとおりである。

- ア 情報伝達ルート多重化
- イ 応援部隊の活動拠点の選定
- ウ 長期間の活動のための宿泊施設や炊事施設の整備及び輸送や交通アクセスの整備

## 第2 業務継続計画の策定

市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに、業務基盤を早期に立上げるため、業務継続計画を作成する。

### 1 業務継続体制の整備

危機管理課は、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を取りまとめた業務継続計画を作成する。

業務継続計画で必要とされる検討内容は、次に示すとおりである。

- ア 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- イ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞込むこと。
- ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

### 2 業務継続計画の継続的な管理

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定する。

危機管理課は、各課と連携し、優先業務の選定結果を踏まえて、業務継続計画改定等の継続的な管理を行う。

## 第3 防災拠点の整備

市は、平常時の予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

## 1 防災拠点施設の整備

市は、災害時の応急対策を円滑に実施するため、市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携して救急救護及び消火活動を担う消防活動拠点、避難拠点及び物資拠点等を整備する。

防災拠点においては、非常用電源や燃料等の整備に努めるとともに、応援団体からの円滑な支援を受けられるようにするため、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。なお、非常用電源の確保・整備においては、再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入に努める。

【市の防災拠点】

拠点区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、各班及び防災関係機関等からの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 対外的な市の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害対策本部の設置場所：市役所本庁舎6階大会議室</li> <li>➤ 市役所が被災した場合の候補 第1候補：児玉総合支所 第2候補：現業棟2階会議室</li> </ul>
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 火災の消火活動を行う</li> <li>➤ 傷病者の救急・救護活動を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 児玉郡市広域消防本部中央消防署、本庄分署、児玉分署</li> <li>➤ 各消防団器具置場</li> </ul>
医療救護拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係機関との連絡調整を行う</li> <li>➤ 負傷者の救護活動等を行う拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 医療機関：59か所</li> </ul>
自衛隊拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本庄東小学校体育館、校庭（宿营地、臨時ヘリポートとして、必要に応じ、消防・警察の活動拠点も兼ねる。）</li> </ul>
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 指定避難所に身を寄せた被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 指定避難所：22か所</li> <li>➤ 指定緊急避難場所：75か所</li> <li>➤ 福祉避難所：9か所</li> </ul>
物資備蓄拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 非常用物資等の備蓄場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災倉庫：7か所</li> </ul>
物資集配拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救援物資の集積場所</li> <li>➤ 避難拠点等への物資の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救援物資の中継基地：3か所 市役所本庁舎 児玉総合支所 児玉中学校</li> </ul>
緊急輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ヘリコプターによる緊急輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 飛行場場外離着陸場</li> </ul>

## 2 防災拠点のネットワーク化

担当部署は、災害時に防災拠点が使用できない場合に別の防災拠点を使用できるようにするため、代替となる防災拠点の指定等、個々の防災拠点のネットワーク化を推進する。

## 第4 災害協定の充実

大規模災害時においては、市のみで災害対応を完遂することが困難なため、市は、他市町村との相互応援協定や民間事業者等との応援協定を締結し、連携体制を整備する。

### 1 自治体との相互応援協定の充実

#### (1) 市町村間の相互応援

担当部署は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要求に関し、周辺市町村等と相互に応援協定を締結しておく。

担当部署は、平常時から協定を締結した深谷市、伊勢崎市、加須市及び渋川市との間で、訓練や情報交換を実施する。

#### (2) 遠方の自治体との締結

担当部署は、遠方の市町村との応援協定を締結し、広域的な応援体制を確立する。協定内容については、次の事項を基本とする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需品等の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- オ ボランティアのあっせん
- カ 被災者を一時収容する施設等の提供

なお、市は、岡山県総社市及び岐阜県美濃加茂市と協定を締結している。

### 2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時、市のみで、救出救助、食料・生活物資の供給及び輸送等の救援活動を実施することは困難であるため、担当部署は、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速かつ的確な救援活動体制を整備する。

## 第5 職員の防災力の向上

市は、市職員等の防災力の向上を支援する。

### 1 職員の防災教育

担当部署は、発災時に市職員が適正な判断のもと、円滑に活動できるように、次の内容を、講習会、手引き等の配布及び現地調査を通して、市職員へ周知徹底する。

- (1) 本庄市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の配備と任務分担）
- (2) 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- (3) 過去の主な災害事例
- (4) 防災関係法令の運用
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術

## 2 職員の家庭における安全対策の徹底

担当部署は、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持出品の用意等が徹底されるよう、定期的に市職員に安全対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を次に示す。

- (1) 家具の配置を見直し、家具類や家電製品等の転倒、落下及び移動を防止する。
- (2) 家族その他の緊急連絡を要する者との災害時の連絡方法を話し合う。
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法を確認する。
- (4) 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。）とともに非常持出品の点検を行う。特に、食料や飲料水等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。
- (5) 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- (6) 指定避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

## 3 本庄市地域防災計画等庁内検討委員会による防災対策の実施

担当部署は、市の防災対策の実効性を高めるために庁内で設置された本庄市地域防災計画等庁内検討委員会において、防災上の課題と対策を検討するとともに、地域防災計画、関連計画、マニュアル等へ反映する。

## 4 防災に関する各種マニュアルの整備

担当部署は、本計画に定める事務分掌の実施に関し、それぞれの責務が十分果たせるように各種マニュアルをあらかじめ定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧復興対策の推進体制の整備を図る。

## 5 防災機器操作の習熟

担当部署は、救助資機材等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

## 第6 消防活動体制の整備

市は、被害を軽減するために消防力の充実強化はもとより、災害時における出火防止、初期消火の訓練、危険物等の保安全管理等、消防法及び関係法令による規制に基づく積極的な指導徹底を図る。

### 1 消防力・消防水利の強化

担当部署は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防施設（消防車両を含む。）、消防水利等の充実を図る。

また、消防車両、耐震性貯水槽（防火水槽）等の性能点検を実施し、常にその性能の維持、向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

## (1) 消防体制の充実

### ア 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

担当部署は、職員非常招集基準に基づき、消防職員及び消防団員の非常招集体制を確立する。

### イ 消防団の育成

担当部署は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層、女性層の団への参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成に努める。

### ウ 消防団員に対する防災教育

担当部署は、消防本部と連携を図り、消防団員に対し、災害時の応急対策の実施等に関して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

防災教育は、消防に関する知識及び技能の習得を目的とし、次の事項について実施する。

- (ア) 消防団員としての規律習得、体力の錬磨、人格の向上及び実力のかん養
- (イ) 消防関係機関等が実施する研修等への参加

### エ 消防資機材の整備

消防本部は、通常火災に対する資機材を整備するとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

## (2) 消防水利の整備

担当部署は、災害発生時の水利を確保するため、消防水利の整備を図る。

### ア 整備計画

避難の安全を図るため、担当部署は、消防水利については指定緊急避難場所及び避難道路周辺の充足率の低い場所から優先的に整備し、自然水利の利用、学校プール、池等の効率的な利用を推進する。

### イ 耐震性貯水槽（防火水槽）の整備

担当部署は、耐震性貯水槽（防火水槽）の設置について、用地の確保等の課題もあるが、公共施設等の周辺や指定緊急避難場所等で設置可能な場所においては耐震性貯水槽（防火水槽）の整備を促進するとともに、自然水利を活かした多様な消防水利を確保する。

### (3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受入及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定、他県及び県内近隣消防本部と相互応援協定」を締結している。担当部署は、他の消防機関の応援受入のための体制を整備する。

イ 自主防災組織の育成と活性化

担当部署は、平常時から、自主防災組織の育成及び活性化に努める。

## 2 初期消火体制等の強化

### (1) 市民の初期消火力の強化

担当部署は、災害時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、市民による初期消火力を高め、消防機関等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

### (2) 事業所の初期消火力の強化

事業所は、災害時における初期消火、従業員及び周辺市民の安全確保等の具体的な対策計画を作成する。

### (3) 市民と事業所の連携

担当部署は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化する。

## 第7 調査研究

市は、今後地震災害に関する調査研究が進み、また、国及び県による浸水想定区域の見直しが行われ、市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の実施を検討する。

### 1 防災アセスメント調査の実施

#### (1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引起す引き金となる自然現象（地震、台風、竜巻等）のことをいう。

市は、地域に最も大きな影響を及ぼす地震及び利根川等の洪水を主な対象として防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施し、次表のとおり、災害誘因を整理した。複数の災害が同時に発生することも考えられるため、平常時から市を取巻く環境を意識した防災対策を推進する必要がある。

【市の災害誘因】

災害種別	誘因
地震	市の南側に関東平野北西縁断層帯が位置しており、今後30年以内の発生確率は高くはないものの、距離が近いこと、大きな被害が予想される。
水害	市には、利根川をはじめとし、多くの河川が流れている。複数河川が決壊した場合、家屋の浸水等の被害が予想される。
土砂災害	児玉地域は標高が比較的高く、土砂災害警戒区域等が指定されている。地震や大雨により土砂災害が発生する可能性があり、また、道路閉塞により孤立化地域が発生するおそれがある。

(2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点をいう。災害素因の例として、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集度や老朽化、危険物施設の集中地域等の社会的な要因があげられる。

市は、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施し、地域に内在する災害に対する地域のぜい弱性の原因を把握した。市の特徴を把握した上で、ぜい弱性を補うための防災対策を優先的に推進する必要がある。

(3) 災害履歴の検討

市は、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施し、過去に発生した災害を取上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握した。過去の災害の検証により把握した教訓等を踏まえ、災害発生時の体制等をより効果的なものにする必要がある。

2 災害対策に関する調査研究

市は、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施し、国、県及び防災関係機関等による災害予防に関する調査及び研究成果を収集、解析した。担当部署は、市の防災対策に反映する。

また、市民による災害に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

3 ハザードマップの作成

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、指定緊急避難場所等の情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に市民等は迅速かつ的確に避難を行うことができるため、災害による被害の低減に非常に有効である。また、市民等へのハザードマップに関する情報の周知を促進するため、web上で地図上にハザードマップ情報を関連付けて配信するweb版ハザードマップの作成に努める。

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

市は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）を踏まえた「本庄市地震ハザードマップ」の更新を行い、周知する。

担当部署は、地震ハザードマップ等を活用し、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難を促すため市民へ周知する。

(2) 洪水・内水氾濫ハザードマップの作成・公表

市は、利根川等が決壊した場合の洪水浸水想定区域（外水はん濫）及び道路冠水箇所（内水はん濫）を明らかにするとともに、指定避難所等の避難に関する情報を明示した「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」の更新を行い、周知する。

担当部署は、洪水・内水氾濫ハザードマップ等を活用し、浸水の状況、災害への備えや円滑な避難等について市民へ周知する。

(3) 土砂災害ハザードマップの作成・公表

市は、市内の土砂災害危険箇所や土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を図示し、市から発令される避難情報、地区ごとの指定避難所等について明示した「本庄市土砂災害ハザードマップ」の更新を行い、周知する。

担当部署は、土砂災害ハザードマップ等を活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難等について市民へ周知する。

## 第2節 災害に強いまちづくり

### ■ 基本方針

災害による市街地の被害を最小限に抑えるため、避難地、避難路の整備等の市街地整備、施設建造物の耐震化、公共施設の代替施設の確保等の災害に強いまちづくりを推進する。また、現況調査等の早い段階で市民の参加を求め、協働の実現を図る。

市の「災害に強いまちづくり」の基本的考え方は、次に示すとおりである。

- (1) 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限に抑えるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れ、防災都市づくり計画の策定を推進する。
- (2) 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- (4) 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- (5) 災害時に活動しやすいゆとりある空間の確保を目指す。

「災害に強いまちづくり」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 計画的なまちづくりの推進	都市計画課、建築開発課、道路整備課、道路管理課、市街地整備室
第2 地震火災等の予防	消防本部、危機管理課
第3 液状化対策	建築開発課
第4 浸水災害の予防	道路管理課、道路整備課、都市計画課、建築開発課、環境推進課、危機管理課、関係各課
第5 土砂災害の予防	危機管理課、支所環境産業課、関係各課
第6 雪害の予防	危機管理課、道路整備課、水道課、地域福祉課、教育総務課、農政課、商工観光課、支所総務課、支所市民福祉課、支所環境産業課、関係事業者、周辺市町村、県
第7 竜巻等の突風対策	危機管理課、学校教育課、関係各課
第8 降ひょう対策	危機管理課、道路整備課、農政課、商工観光課、関係各課

## 第1 計画的なまちづくりの推進

市は、災害に強く、安全で持続可能な都市の形成を図るため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

### 1 市街地の防災性の向上

担当部署は、市民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や都市計画マスタープラン等に基づき、防災拠点を担う指定緊急避難場所の整備と併せて、指定緊急避難場所までの避難路となる幹線道路等の整備により、幹線道路により囲まれる都市防火区画を形成する等、被害想定をふまえた市街地整備や都市基盤施設整備の実施により防災まちづくりを推進する。

また、防災まちづくりは、市街地整備等のハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりが重要であり、これらのソフト施策についても、併せて進めていくことが必要である。

#### (1) 市街地の整備等

担当部署は、災害に強く、安全で持続可能な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や各種都市計画手法の活用を検討しながら、市街地の整備を行う。

##### ア 都市防災総合推進事業

担当部署は、市街地の防災性の向上等を図るため、多様な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び市民の防災に対する意識向上を推進する。

##### イ 地区計画等の活用

担当部署は、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

#### (2) 不燃化等の促進

木造住宅が密集している市街地では、延焼の危険性が高いため、担当部署は、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

##### ア 防火地域又は準防火地域の指定

担当部署は、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

担当部署は、防火地域を、比較的大規模な建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

担当部署は、準防火地域を、建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

#### イ 屋根不燃化区域の指定

担当部署は、防火地域又は準防火地域以外の市街地における建築物の延焼火災を防止するため、屋根を不燃材料で造り又はふく等の措置を必要とする区域（埼玉県告示1850号により区域指定済）について建築基準法に基づいた指導を行う。

#### ウ 建築物の防火対策の促進

担当部署は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

### (3) 空き家対策

担当部署は、平常時より、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して助言、指導又は勧告を行う措置を検討する。

## 2 オープンスペースの確保

担当部署は、災害が発生した際に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、オープンスペース（防災空間）を確保する。

### (1) 公園の整備

担当部署は、災害時における市民の生命、財産を守るため、公園については、災害時の応急対策として利用できるよう整備を推進する。また、市街地の未利用地の有効利用により、避難場所、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を推進する。

### (2) 緑地・農地の保全

近郊の緑地及び農地は、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また、井戸等の農業用施設の活用等の重要な役割が期待されるため、担当部署は、緑地・農地の先行的な取得及び保全等を推進していく。また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じる。

### (3) 道路の整備

担当部署は、無電柱化推進計画に基づき、道路の無電柱化を推進するとともに、火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路及び迅速な災害応急活動に資する道路網を整備する。

(4) 野営地の確保

担当部署は、消防機関、自衛隊又は他地域からの応援等における活動拠点、宿泊及び資機材の保管場所等のためのオープンスペースの確保を推進する。

第2 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、大規模な被害をもたらすことから、平常時から出火防止を基本とした予防対策を推進することにより、地震火災による被害の軽減を図る。

1 市民への防火意識の啓発

災害時の出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。消防本部は、地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知する。また、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、次の内容を啓発し防火意識の高揚を図る。

【市民への防火意識の啓発】

啓発事項	啓発内容
各家庭での消火器設置の奨励	出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭における消火器の設置を促進する。
耐震安全装置付火気器具の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地震時出火防止装置付きの電気・ガス・石油等の火気器具の普及</li> <li>▶ 通電時火災を防ぐための漏電防止装置付ブレーカーへの取替</li> </ul>
地震時火災の原因に対応した啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ブレーカーを落としての避難（通電時火災防止）</li> <li>▶ 火気器具周辺の使用環境の整理整頓（落下物への着火防止）</li> <li>▶ 家具の固定（出火防止行動を円滑にする上で有効）</li> </ul>

2 住宅用防災機器の設置

消防本部は、住宅火災による被害を低減するため、全ての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

3 出火防止対策の推進

(1) 防火・防災管理者制度の効果的な運用

- ア 消防本部は、防火管理者の選任が必要な防火対象物には防火管理者を選任させ、消防法施行令に規定する大規模な防火対象物には防災管理者を選任させ、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について指導する。
- イ 消防本部及び市は、防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定及び査察計画に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくことと

もに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 街角消火器設置による意識向上

市は、昭和54年から地震によって発生する火災及びその他の火災の延焼を防止するため、市内の街角に消火器を設置する「市街角消火器設置事業」を行っている。効果的な初期消火と被害の軽減を図るため、市民の理解と相互協力のもと、今後も事業を継続していく。

(5) 地震に伴う住宅等からの出火防止

ア 一般火気器具からの出火防止

(ア) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

(イ) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不足のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

(ウ) 火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難する等の方法の普及啓発に努める。

(エ) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

イ 化学薬品からの出火防止

担当部署は、学校や研究機関等に対し、混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管する等の適切な管理の啓発に努める。また、引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

第3 液状化対策

担当部署は、県想定、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査結果を活用し、液状化の可能性のある地域において、危険度分布予測をはじめとする調査研究に努める。また、液状化の可能性のある地域では、地盤改良や構造物による対策等、液状化対策工法をパンフレットや市ホームページ等により普及啓発に努める。

## 第4 浸水災害の予防

令和元年に発生した台風第19号では、市内の一部で道路の冠水や河川の越流が生じる等、建築物や農作物等への被害が発生した。このような経験を教訓として、水害の予防と被害の軽減を図るため、気象情報収集連絡体制の整備や、市域の河川水路等の危険箇所を把握、河川水路等の整備の促進を国及び県等に要請等を進めていく。

また、河川改修等と併せて雨水流出抑制の総合的な対策を進めるとともに、適切な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

### 1 気象情報収集連絡体制の整備

担当部署は、風水害に関する情報の収集伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

#### (1) 多様な気象注意報・警報等の整理

担当部署は、注意報、警報等、その他気象情報（早期注意情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報、顕著な大雨に関する気象情報）の内容を整理する。

熊谷地方気象台等との災害時の連携体制を整備する。

#### (2) 市民への伝達体制

担当部署は、防災行政無線、エリアメール及び緊急速報メール等、市民への多様な伝達体制を整備する。

### 2 河川整備の促進

担当部署は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を促進する。特に、担当部署は、元小山川、女堀川、備前渠川及び御陣場川の改修事業の推進を要請する。

なお、改修に当たっては、都市の中の憩いとやすらぎの水辺空間として位置付け、緑化護岸、親水護岸等、河川の環境整備を図るよう要請していく。

### 3 水路の整備

担当部署は、管理する雨水排水路について、定期的に巡回点検を実施し、雨水排水機能の維持に努め、流下能力が低い排水路については改修を検討する。

また、台風、集中豪雨の発生前後に排水路の点検を実施し、障害物の除去に努める。

### 4 雨水排水事業の推進

担当部署は、既存の雨水排水ルートの新調査と併せて、容量不足の排水施設の負荷軽減を図るため、排水経路の分散化等に努める。また、雨水の地下浸透や貯留施設の整備等による雨水流出抑制の総合的な対策を検討する。

### 5 土地利用の適正化

担当部署は、河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

## 6 地盤沈下対策

広域的な地盤沈下を防止するため、県は生活環境保全条例に基づき、市域の一部において地下水の過剰揚水を規制している。担当部署は、条例の周知等により県が行う揚水施設設置の許認可を支援する。

## 7 河川施設等の点検

担当部署は、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、沿岸地区と協力体制をとって随時危険個所の巡視を実施する。

## 8 水防体制の強化・資機材の整備

利根川沿岸の市及び隣接上里町において、坂東上流水害予防組合が結成されている。今後も、国土交通省及び県と連携し、毎年度定期訓練等を実施するとともに、必要資機材を備蓄し万全の措置をとる。

【資料編 第2節 第8】『重要水防区域一覧表』参照

## 9 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

### (1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川並びに洪水予報河川及び水位周知河川に指定された区間以外の県管理河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が公表されるとともに、関係市町村長へ通知される。

担当部署は、国・県管理区間以外の小規模河川についても、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。なお、市は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」（令和3年3月本庄市）を作成し、その内容を印刷物の配布等により、市民に周知する。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

さらに、市民が日頃から水害リスクを把握し、水防災への意識を高め、浸水深の知識を深められるよう、浸水想定深表示板の設置に努める。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

担当部署は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本庄市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域に対して、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設（（ア）に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限り。）

オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、本庄市地域防災計画に上記エに掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。また、本庄市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記エの施設の所有者又は管理者は、次のとおり実施義務又は努力義務がある。

① 要配慮者利用施設

(ア) 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）

(イ) 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施及び市長への報告（義務）

(ウ) 自衛水防組織の設置（努力義務）

② 大規模工場等

(ア) 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）

(イ) 計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）

(ウ) 自衛水防組織の設置（努力義務）

(エ) 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市への報告（義務）

【資料編 第10節 第1】『洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設』参照

## 10 洪水等に対する市民の警戒避難体制

担当部署は、洪水予報河川等については、ダムの緊急放流情報、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、はん濫により居住者や、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

## 第5 土砂災害の予防

土砂災害防止法に基づき、指定された土砂災害警戒区域等において、迅速かつ的確な避難情報等を発令するために、市道等の事前把握等の警戒避難体制の整備、危険区域の周知及び要配慮者への支援を実施する。また、地すべり等の危険箇所の対策を実施する。

### 1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域について土砂災害警戒区域等に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

【資料編 第2節 第6】『土砂災害警戒区域等』参照

### 2 土砂災害警戒区域等における対策

#### (1) 警戒避難体制の整備

担当部署は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等が指定された場合、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

- ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や市民に対し、ハザードマップを配布・公表し、市民に対する危機管理意識の啓発に努める。
- イ 土砂災害警戒区域内の市民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難確保計画等を整備する。
- エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、市民に周知するとともに、緊急時に市民の避難を促す伝達手段を整備する。

(2) 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

担当部署は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本庄市地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記エに該当する施設については、本庄市地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

上記エに該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、担当部署は、本庄市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【資料編 第10節 第1】『洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設』参照

(3) 避難指示等の伝達マニュアルの作成

担当部署は、土砂災害等の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難指示等の伝達マニュアルの作成に努める。

(4) 土砂災害警戒情報等の活用

担当部署は、災害時の活動体制や避難指示等の発令の判断を迅速かつ的確に行うため、県と熊谷地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、さらに、県河川砂防課が発表する川の防災情報ウェブサイト等から情報を収集し分析する体制を整備する。

(5) 土砂災害ハザードマップの作成

担当部署は、土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して市民に周知する。

(6) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

担当部署は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や地域と連携し、危険箇所のパトロール等を行う。

(7) 土砂災害の危険区域の周知

担当部署は、土砂災害から市民の生命、財産を保護するため、現場への標識の設置等の方法により、市民に対し、土砂災害警戒区域の位置等を周知するように努める。

(8) 宅地造成地の防災対策

ア 災害防止に関する指導等

担当部署は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

【指導基準】

- ・ 災害危険度の高い区域  
地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- ・ 人工崖面の安全措置  
宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、よう壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。
- ・ 軟弱地盤の改良  
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。  
湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進

する。  
・盛土地盤の安定措置  
盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

イ 危険が確認された盛土に対する是正指導

担当部署は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

ウ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

担当部署は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(9) 在宅の避難行動要支援者への支援

担当部署は、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立する。また、在宅の避難行動要支援者が、個別避難計画の作成に努める意識を持つよう、洪水や土砂災害に対する意識の向上を図る。

(10) 防災意識の向上

担当部署は、土砂災害防止月間をはじめ、平常時から県や関係機関と連携し、広報活動を進める。また、防災訓練等による防災意識の向上に努める。

3 土砂災害に対する市民の警戒避難体制

担当部署は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

4 土砂災害の予防対策

担当部署は、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から身体、生命及び財産を守るため、地すべり危険箇所、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所の対策を定める。

(1) 土石流災害の予防

担当部署は、市域の山間部に広く分布している土石流危険溪流（谷地形をなし、溪流勾配15度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流）の把握に努め、土石流の発生するおそれのある溪流や保全対象となる人家への被害を未然に防ぐため

に、公共施設等の存する溪流について、えん堤等の設置を推進する。

また、担当部署は市民に対し、土石流危険溪流に関する資料を提供するとともにその周知に努める。

## (2) がけ崩れ災害の予防

担当部署は、市域にある急傾斜地崩壊危険箇所（地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）において、市民への被害を未然に防ぐため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定を県に要請するとともに、対策工事の促進を図る。

担当部署は、危険度の高い急傾斜地については、計画的に災害防止策を講ずるとともに、梅雨や台風等の時期を中心に調査・点検を実施するとともに、警戒避難体制を確立して、急傾斜地崩壊危険箇所における地震及び降雨によるがけ崩れ被害の軽減を図る。

また、担当部署は市民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努める。

## (3) 地すべり災害の予防

担当部署は、市域における現在滑動中や過去に滑動のあったもの又は滑動が予測される地すべり危険箇所を把握し、地すべり等防止法に基づき、その対策事業を促進するとともに危険箇所の周知に努める。

担当部署は、地すべり危険箇所については、地すべり等防止法に基づく、地すべり防止区域の指定を県に要請する。

担当部署は、危険度の高い地すべり危険箇所については、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるほか、防災施設を計画的に整備し、地震及び降雨による地すべり被害の軽減を図る。

## 5 山地災害対策の推進

担当部署は、山崩れ、地すべり、土石流等によって人家や公共施設等に直接被害を与えるおそれのある溪流や山腹について県が調査した「山地災害危険地区」を把握し、災害対策の検討のために活用を図る。

担当部署は、治山事業等については、危険度の高いものから逐次実施するが、治山施設についても平常時から亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や市民に対し浮石の除去等の予防措置等の普及啓発を行う。

【資料編 第2節 第7】『山地災害危険地区』参照

## 第6 雪害の予防

大雪から交通等のネットワークの確保を図るための対策を実施する。

### 1 市民との協力体制の確立

担当部署は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点等について、十分な普及啓発を行う。また、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

### 2 情報通信体制の充実強化

担当部署は、降雪・積雪に係る観測情報や今後の降雪の予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

#### (1) 気象情報等の収集

担当部署は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

#### (2) 市民への伝達及び事前の周知

担当部署は、大雪（特別）警報が発表された場合は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、市ホームページ等で、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、あらかじめ市民への周知に努める。

### 3 雪害における応急対応力の強化

担当部署は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平常時からの相互の連携強化を図る。

#### (1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量等の情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

#### (2) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

また、市は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をする。

### 4 孤立予防対策

担当部署は、積雪・なだれ等により、交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者等の把握を行う。

また、積雪・なだれ等により、交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保・食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

#### (1) 孤立集落が必要とする支援の想定

担当部署は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行う。

#### (2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

担当部署は、過去の大雪での孤立履歴や土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（自治会長や消防団員等）等の把握を行う。

#### 【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・土砂災害警戒区域等に孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、土砂災害発生時に、道路が被災した場合、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

### 5 建築物被害を軽減させるための措置

担当部署は、庁舎や学校等防災活動の拠点施設、文化施設・駅等不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

#### (1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

#### (2) 公共施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検（本庄市公共建築物日常点検アドバイスブック）を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

### 6 ライフラインの確保

#### (1) 道路交通の確保

担当部署は、道路交通を確保するため、北部地域振興センター、本庄県土整備事務所、本庄警察署、児玉警察署及び児玉郡市広域消防本部と連携し、道路除雪計画に基づく除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

##### ア 幹線市道除雪の計画策定

担当部署は、関係機関と協議し、次の事項について計画を定める。

- (ア) 除雪作業出動基準
- (イ) 除雪対象路線
- (ウ) 除雪体制の整備
- (エ) 土木建設業者等との連携

#### イ 幹線市道除雪の優先順位

担当部署は、効率的に除雪を行うため、関係機関と協議し、幹線市道除雪の優先順位を定める。

#### ウ 市の除雪体制

担当部署は、必要に応じ、除雪対策本部を都市整備部に、現地対策本部を児玉総合支所内に設置する。

除雪対策本部及び現地対策本部は、必要な場合には土木建設業者等へ市道の除雪を要請し、あらかじめ定めた市道の除雪にあたらせる。

担当部署は、歩道等の安全及び交通確保のため、必要に応じて職員を動員する。

#### エ 除雪作業の出動基準

担当部署は、道路除雪計画に基づき、除雪作業を実施する。

#### オ 排雪場所

担当部署は、効率的に排雪場所を確保するため、関係機関と協議し、次の項目について計画を定めることとする。

- (ア) 排雪場所の指定
- (イ) 開設基準
- (ウ) 管理体制

### (2) 公共交通の確保

各鉄道機関は、鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、バス会社に関しては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のためのバスの運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

## 第7 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

### 1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

担当部署は、竜巻等の突風発生のメカニズムや対処方法について、気象庁や県等が作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、市立の小・中学校では、児童生徒に竜巻等の突風発生のメカニズムを理解させ、平常時から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

## 2 竜巻注意情報等気象情報の普及

担当部署は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

## 3 被害予防対策

担当部署が実施する予防対策の内容を次に示す。

- (1) 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- (2) ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- (3) 屋内における退避場所の確保（市民等）
- (4) ガラス飛散防止対策（学校等）

## 4 竜巻等突風対処体制の確立

担当部署は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、気象情報発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整する。

## 5 情報収集・伝達体制の整備

担当部署は、竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

### (1) 市民への伝達体制

危機管理課は、防災行政無線、エリアメール及び緊急速報メール等、市民への多様な伝達体制を整備する。

### (2) 目撃情報の活用

担当部署は、県及び防災関係機関から竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かす等、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

## 6 適切な対処方法の普及

担当部署は、竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすく示し、人的被害を最小限に食止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、次のとおりとする。

- (1) 頑丈な建物へ避難する。
- (2) 窓ガラスから離れる。
- (3) 壁に囲まれたトイレ等に逃げ込む。
- (4) 避難時は飛来物に注意する。

## 第8 降ひょう対策

突発的に発生し、局地的に被害をもたらす降ひょうについて、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

### 1 降ひょうの発生、対処に関する知識の普及

担当部署は、降ひょうの発生のメカニズムや対処方法について、気象庁や県等が作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

### 2 被害予防対策

担当部署が実施する予防対策の内容を次に示す。

- (1) 降ひょう被害の予防対策の普及（市）
- (2) 野菜や果樹等に関する予防対策の普及（農業団体等）
- (3) 屋内における退避場所の確保（市民等）

### 3 降ひょう対処体制の確立

担当部署は、降ひょうの発生メカニズム、降ひょうの特徴を踏まえ、気象情報発表時及び降ひょう発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整する。

## 第3節 災害情報の収集・伝達体制の整備

### ■ 基本方針

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、大規模災害の発生時に生じる多種多様かつ多量の災害情報を迅速かつ的確に収集、伝達、処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓を踏まえ、総合的な災害情報システムを構築する。

「災害情報の収集・伝達体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 災害情報連絡体制の整備	危機管理課、関係各課
第2 通信施設の整備	危機管理課、情報システム課、関係各課
第3 広報活動体制の整備	広報課、危機管理課、消防本部、関係各課

### 第1 災害情報連絡体制の整備

担当部署は、災害時に市と防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ的確に行うため、災害情報連絡体制を整備する。

#### 1 災害情報ネットワークの構築

担当部署は、IP無線、衛星無線、インターネット回線機器及びLGWAN回線機器を整備し、迅速に情報の収集・伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。

##### (1) 防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、中枢防災拠点である災害対策本部へ伝達することは、市の的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、各防災拠点における機器の整備を検討し、防災拠点間の情報通信機能の強化に努める。

##### (2) 防災関係機関との連携強化

担当部署及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう平常時から連携を図る。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、次に示すとおりである。

【市の主な通信手段】

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	▶ 災害対策本部と防災関係機関との連絡 ▶ 災害対策本部から市民等への広報
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
	LGWAN回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部と全国自治体・防災関係機関等との連絡
	県防災行政無線	災害対策本部と県、周辺市町村及び防災関係機関との連絡
	防災行政無線（固定系）	災害対策本部から市民等への広報
	IP無線・衛星無線	災害対策本部と防災拠点との連絡

(3) 市等からの情報伝達体制

担当部署及び防災関係機関等は、指定避難所、出先機関、防災拠点、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット（市ホームページ・SNS等）、メール（エリアメール、緊急速報メール等）、デジタルサイネージ、道路情報表示板、テレビ（データ放送等）、ラジオ等を有効的に活用する。

(4) 通信手段の確保

担当部署は、災害の発生による孤立集落との情報連絡のため、無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2 通信連絡体制の確立

担当部署及び防災関係機関は、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

3 報道機関との連携

担当部署は、大規模災害時における放送について市内外の報道機関との連携に努める。

4 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類

災害時に取り交わされる情報として、次の事項が想定される。

- ア 観測情報：地震計等からの情報
- イ 被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
- ウ 措置情報：県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
- エ 生活情報：ライフライン等の生活に関する情報

事前に把握すべき情報として、次の事項が想定される。

- ア 地域情報：地形、地質、災害履歴、人口、建物、公共施設等の情報
- イ 支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

## (2) 災害情報データベースシステムの整備

市は、平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用されるようなデータベースシステムの整備を検討する。

## (3) 災害情報の収集伝達に関するシステムの習熟

市は、現在運用している災害情報の収集伝達に関する各種システム（災害オペレーション支援システム等）について、操作方法の習熟に努める。

## 第2 通信施設の整備

担当部署は、原則として地域衛星通信ネットワーク、LGWAN、県防災行政無線、防災行政無線、防災行政無線メール配信サービス、インターネット、電話及びファクシミリを連絡手段として整備する。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段を活用する。

### 1 防災行政無線施設の整備

担当部署は、既設の防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、迅速かつ正確に情報を伝達する。

### 2 通信機器の維持補修

担当部署は、既設の通信機器及び器材の維持補修については定期又は臨時に点検を行い、常に有効な通信が行われるよう性能を維持する。

### 3 災害用独立電源の整備

担当部署は、災害時においては、電力の被災により機能が停止し、通信連絡が不能となり、災害応急対策に支障となるのを防止するため、独立電源を確保する。また、通信機器利用にかかる非常用電源として、発動発電機等を指定避難所へ配備する。

### 4 地震対策

担当部署は、災害情報システムのコンピュータが設置される場所には、耐震化又は振動を緩和する免震床を設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

### 5 浸水防止対策

担当部署は、浸水により情報通信設備や非常用電源等の機器が使用不能とならないよう、地上から十分な高さを確保し設置するとともに耐水性を確保する。

## 6 多重な連絡伝達手段の確保

担当部署は、無線ネットワークシステムの多ルート化（衛星電話、業務用チャットツールの活用等）及びバックアップコンピュータの別の場所への設置に努める。特に、市庁舎が損壊しても連絡伝達手段が保持できるような体制を整備する。

## 7 情報システムの整備

担当部署は、ICT-BCP に基づき、庁内ネットワーク及び非常時優先システム等の情報システムについて、災害発生時の影響を最小限に抑えるため、業務継続に必要な次の環境を整備する。

- (1) 転倒防止措置等の情報システム環境の保全
- (2) 委託業者等との保守契約の締結
- (3) 情報システムのバックアップ体制の確保
- (4) 災害時の情報システムの被害を想定した訓練の実施
- (5) 被害調査及び応急復旧措置の対応手順を整理したマニュアルの策定

## 第3 広報活動体制の整備

### 1 防災行政無線の使用の習熟

担当部署は、消防本部と連携して、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう、平常時から個別訓練等により使用方法の習熟を図る。

### 2 広報マニュアル等の作成

担当部署は、防災行政無線等による広報を迅速に行えるよう市民への広報マニュアルを作成するとともに、平常時から災害時広報紙の予定稿の作成に努める。

### 3 報道機関への広報体制の整備

担当部署は、報道機関からの取材を円滑化するため市庁舎1階ロビー又は本部長の指定する場所を確保し、報道発表及び取材対応の場として利用する等、広報体制の整備に努める。

### 4 指定避難所における広報体制の整備

指定避難所において迅速な広報活動を実施するため、担当部署は、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布等の広報手段の整備について検討する。

また、市ホームページ、防災行政無線メール配信サービス及び SNS を用いて、指定避難所の市民等に市からの情報を提供することも検討する。

## 第4節 医療救護等活動体制の整備

### ■ 基本方針

大規模災害時には、地域の医療機関も被災する可能性がある。このような事態においても的確に対処できるよう、医療機関、関係団体、消防、警察等と連携した応急医療体制の整備を図る。

「医療救護等活動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 救出救助、救急体制の整備	消防本部、関係各課
第2 医療救護体制の整備	健康推進課、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課、危機管理課
第3 防疫・保健衛生体制の整備	環境推進課、健康推進課、支所環境産業課、危機管理課、
第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備	危機管理課、市民課、環境推進課

### 第1 救出救助、救急体制の整備

#### 1 活動体制の整備

消防本部は、大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

#### 2 救出用資機材の整備

消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速かつ的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備する。重機等（オペレータを含む。）については市内の建設業者との協力体制を確立する。

#### 3 応急手当法の普及啓発

消防本部は、市内在住又は在勤者を対象に普通救命講習や応急手当講習会を開催して、できるだけ多くの市民が応急手当法を習熟できるよう努める。

#### 4 トリアージの習熟

消防本部は、平常時から（一社）本庄市児玉郡医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

### 第2 医療救護体制の整備

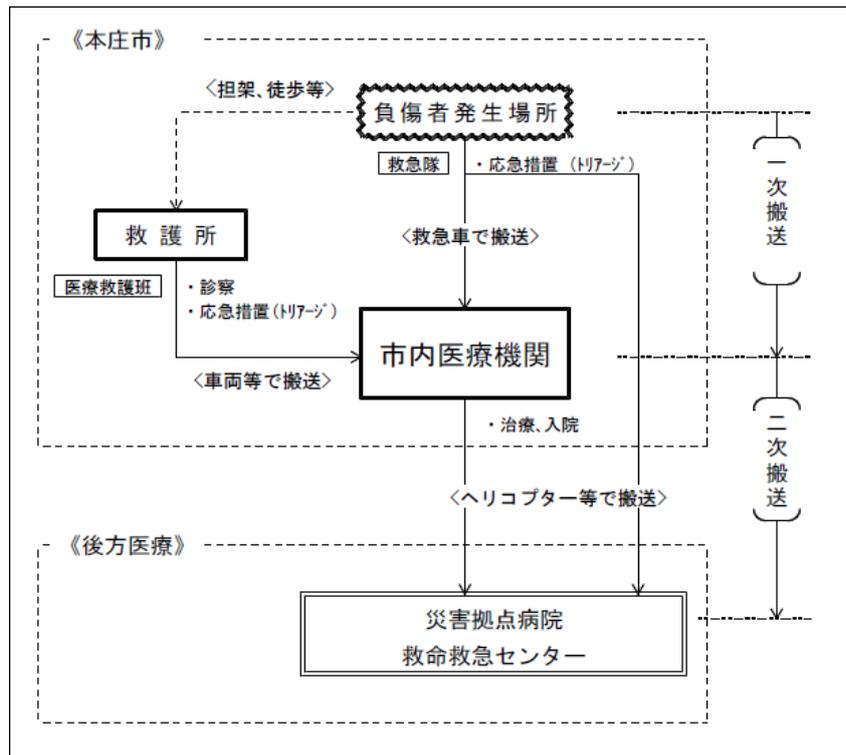
災害時には、救助・救援活動が集中的に要請されることが予想される。そうした事態に的確に対処できるよう、初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）を行う救護体制の整備を図る。



## 2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものである。担当部署は、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成等の初動医療体制の整備を図る。

【負傷者搬送体制の流れ】



【資料編 第9節 第5】『医療機関』参照

### (1) 初動医療体制の整備

担当部署は、災害等による傷病者に対し、迅速かつ的確な医療を実施するため、市内外の医療機関及び救急医療機関との協力体制を整備する。

#### ア 災害医療コーディネーターの派遣要請

市は、(一社)本庄市児玉郡医師会と協議し、「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しており、災害時には協定に基づき、災害医療に関する総合調整等を実施するための「災害医療コーディネーター」の派遣を要請する。

災害医療コーディネーターの業務は次に示すとおりである。

- (ア) 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整
- (イ) 本庄市災害対策本部と(一社)本庄市児玉郡医師会との連絡調整
- (ウ) 本庄市災害対策本部への助言
- (エ) その他医療救護に関すること

イ 救護所予定施設の選定

担当部署は、県や医療機関等と連携し、救護所予定施設を選定する。なお、救護所予定施設については、築年数、耐震診断・耐震改修の有無等に留意する。

担当部署は、県や医療機関等と連携し、救護所予定施設で使用する医薬品、衛生器材等の確保のあり方についても検討する。

ウ 救護所のスタッフの編成

担当部署は、災害医療コーディネーターを通じて編成する医療救護班について、(一社)本庄市児玉郡医師会等と協議のうえ、救護所のスタッフの編成を定めることができるよう、行動計画の作成に努める。

エ 救護所予定施設の点検

担当部署は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、平常時より救護所予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 広域的医療協力体制の整備

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

担当部署は、広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と応援協定を締結し、引続き県内外の他市町村と災害時医療協力体制の整備を図る。

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

担当部署は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援できるよう、消防本部が定期的実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

3 傷病者搬送体制の整備

担当部署は、救護所又は指定避難所において、医療機関での医療を必要とする負傷者があった場合に、市が指定する後方医療機関や他県を含む周辺市町村に対し、その受入を要請できるよう体制を整備するとともに情報連絡機能を確保するため、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

(1) 情報連絡体制の整備

担当部署は、傷病者を迅速かつ的確に医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等の傷病者搬送先の決定に必要な情報を把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位及び搬送経路の想定

担当部署は、災害が発生した場合の搬送を円滑に実施するため、医療機関の規模、位置、診療科目等をふまえた医療機関への搬送順位や、災害による搬送経路となるべき道路の被災を考慮した後方医療機関への搬送経路をあらかじめ想定する。

(3) 多様な搬送手段の確保

担当部署は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースの確保に努める。

4 要配慮者に対する医療対策

担当部署は、民生委員・児童委員や地域団体等との協力を得て救護体制の充実を図る。また、精神科医師やカウンセラー等の協力を得ながら心のケアを実施する体制の整備を図る。

(1) 巡回健康相談体制の整備

担当部署は、保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対応

担当部署は、(一社)本庄市児玉郡医師会等関係機関と協力し、被災市民のメンタルケア対応の推進を図る。

(3) 透析患者への対応

担当部署は、(一社)本庄市児玉郡医師会等関係機関と協議し、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水の確保、患者の搬送等の協力体制を整備する。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への対応

県障害者福祉推進課は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸障害者が、指定避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

担当部署は、被災したぼうこう又は直腸障害者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

※ ストーマ用装具・・・ストーマ（人工膀胱・人工肛門）を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」又は「便」を貯留するための装具。

※ ランニング備蓄・・・卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法。

(5) 人工呼吸器使用者への対応

担当部署は、災害時に人工呼吸器の電源確保、避難支援等を行う体制を整備する。

## 5 医薬品等の確保

担当部署は、医薬品について、埼玉県薬剤師会と調整を図り、必要な医薬品の迅速かつ円滑な供給を図る。また、血液についても県及び日本赤十字社埼玉県支部を通じて安定的な確保に努める。

担当部署及び医療機関は、使用期限が近い医薬品から使用し、使用量に応じた新たな備蓄を図る等、医薬品の備蓄に向けた連携を強化する。

担当部署は、緊急医療に必要な医薬品を確保するため、本庄市児玉郡薬剤師会や(一社)本庄市児玉郡医師会との連携を図る。

## 第3 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、衛生指導、検病調査等の防疫活動を円滑に実施することが重要である。

### 1 防疫・保健衛生体制の確立

担当部署は、災害の発生した季節及び災害規模に応じ、迅速に防疫活動ができるよう防疫体制を明確にし、所要人員の動員計画を策定する。また、被害の程度に応じ適切に防疫ができるよう必要な資機材の確保計画を樹立する。さらに、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を整備する。

### 2 防疫薬品等の調達計画の確立

担当部署は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。また、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器等、防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

### 3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

担当部署は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

### 4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

#### (1) 所有者明示に関する普及啓発

担当部署、県、(公社)埼玉県獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。

所有者明示の方法として、首輪と迷子札(犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票)を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着に努める。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

担当部署、県、(公社)埼玉県獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておく等の災害に備えたしつけを平常時から行うよう普及啓発を行う。

第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者数は最大で391人と予想されている。

1 事業者との協定締結

担当部署は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結に努める。

また、児玉郡市広域市町村圏組合を通じ、隣接市町の斎場利用の活用を図る。

【資料編 第9節 第8】『火葬場』参照

2 遺体安置所の選定

担当部署は、平常時から遺体安置所を確保・選定するよう努める。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

担当部署は、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを策定し習熟を図る。

## 第5節 交通ネットワーク・ライフラインの応急活動体制の整備

### ■ 基本方針

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧のために、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保のための体制整備に努める。

「交通ネットワーク・ライフラインの応急活動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 緊急輸送道路の整備	道路管理課、道路整備課、建築開発課、危機管理課、都市計画課
第2 上水道、下水道施設の耐震性等の向上	水道課、下水道課
第3 電気、ガス、通信施設の耐震性等の向上	関係事業者、危機管理課

### 第1 緊急輸送道路の整備

災害時に、市役所本庁舎や防災関係機関等の防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、また、ライフラインに関する応急復旧対応これらの拠点を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

#### 1 緊急輸送道路の指定

##### (1) 市指定の緊急輸送道路

市は、災害発生時に、防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう県の指定する特定緊急輸送道路又は緊急輸送道路への接続を考慮し、次に示すとおり緊急輸送道路を指定している。

なお、市道第1級1号線及び市道第2級1号線について、無電柱化道路整備が完了した後、市指定の緊急輸送道路とすることを検討する。

#### 【市指定の緊急輸送道路】

基準	該当道路（区間）
消火活動、人命救助、支援活動のネットワーク及び防災拠点等の連絡で優先的に使用する路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 藤岡本庄線（県道23号）</li> <li>▶ 秩父児玉線（県道44号）</li> <li>▶ 環状一号線（市道1級4号）</li> </ul>

##### (2) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち市域を通る緊急輸送道路を次に示す。

【県指定の緊急輸送道路（市域関連）】

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道等4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関越自動車道</li> <li>➤ 国道 17 号</li> <li>➤ 国道 254 号(川越市小仙波（16 号との交差点）～神川町肥土（群馬県境）)</li> <li>➤ 国道 462 号(本庄市児玉町吉田林(国道 254 号との交差点)～本庄市山王堂(群馬県境))</li> </ul>
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 小前田児玉線(本庄市児玉町児玉(国道 254 号との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道 462 号との交差点))</li> <li>➤ 国道 462 号(本庄市児玉町吉田林(国道 254 号との交差点)～神川町新宿(上里鬼石線との交差点))</li> <li>➤ 本庄寄居線(本庄市東台(国道 17 号との交差点)～美里町猪俣(国道 254 号との交差点))</li> </ul>
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点等を連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 熊谷児玉線(美里町関(本庄寄居線との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道 254 号との交差点))</li> <li>➤ 市道第 5375 号線（本庄市若泉一丁目 1016 番 2 地先～本庄市本庄三丁目 1599 番 1 地先）</li> <li>➤ 市道第 2 級 13 号線（本庄市児玉町秋山字大町 676 番 1 地先～本庄市児玉町秋山字大町 759 番 1 地先）</li> </ul>

第1編  
総則

第2編  
災害予防計画

第3編  
災害応急対策計画

第4編  
災害復旧復興計画

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 資料編」(令和6年3月)

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

担当部署は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努める。

(4) 市民への周知

担当部署は、緊急輸送道路の指定状況及び役割を、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線、報道機関等を利用した広報体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実

(1) 応急復旧時の活動体制の整備

担当部署は、緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため(一社)埼玉県建設業協会児玉支部と協定を締結している。また、東京電力パワーグリッド(株)と災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書を交わしている。今後も協力体制を維持する。

なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

担当部署は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対する的確に情報伝達ができる体制を整えるため、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧資機材の整備

担当部署は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時より応急復旧資機材の整備を行う。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、担当部署は、あらかじめ通行止め等の標識を整備する。

4 道路、橋りょうの整備

担当部署は、本庄市橋梁長寿命化計画（令和6年3月本庄市）に基づき、老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋りょうについても耐震上不十分なものは整備する。

また、道路の危険箇所については、舗装の長寿命化や法面防護施設の整備及び新設道路の整備を含め道路の保全を推進し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

第2 上水道、下水道施設の耐震性等の向上

1 上水道施設の予防対策

担当部署は、水道施設の耐震化及び浸水対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

【資料編 第7節 第1】『水道施設の状況』参照

(1) 配水池等の耐震補強又は更新

担当部署は、配水池等重要施設のうち耐震性及び浸水対策を必要とするものについては、計画的に補強又は更新を図る。

(2) 浄水場等の浸水対策

担当部署は、浸水の危険性がある浄水場等については、計画的に浸水対策を図る。

(3) 鋳鉄管等老朽管の更新

担当部署は、鋳鉄管や塩化ビニール管等について、老朽化した管及び耐震性に劣る管路は計画的に更新を終えることを目標に整備を図る。

#### (4) 給水装置・受水槽の耐震化

担当部署は、利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化の促進に努める。特に、指定避難所や医療機関等の防災上重要な施設について優先する。

### 2 下水道施設の予防対策

担当部署は、下水道施設の耐震化及び浸水対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

- (1) 管きょ等の耐震化、液状化対策の整備に努める。
- (2) 浸水の危険性がある下水道施設の浸水対策に努める。
- (3) 下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備する等の検討を行う。

【資料編 第7節 第2】『本庄市下水道の状況』参照

【資料編 第7節 第3】『本庄市農業集落排水の状況』参照

### 第3 電気、ガス、通信施設の耐震性等の向上

担当部署は、関係事業者と平常時から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

#### 1 電気供給対策

担当部署は、電気供給事業者に、供給施設の耐震化及び安全設備の整備、災害発生時の漏電等、二次災害の発生を防止するよう要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

#### 2 ガス供給施設対策

担当部署は、ガス供給事業者に、供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備、災害発生時のガス漏れ等、二次災害の発生を防止するよう要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

#### 3 電気通信設備対策

東日本電信電話（株）埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害時は、県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。

担当部署は、東日本電信電話（株）埼玉事業部に通信の疎通と設備の早期復旧等を要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

## 第6節 帰宅困難者に関する予防対策

### ■ 基本方針

毎日約21,000人の市民が、市外に通勤・通学（県外へは約9,000人）しており、被害が最も多いと想定されている「関東平野北西縁断層帯地震」の場合、市の帰宅困難者（滞留者）は約6,000人発生する。

「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則を周知するとともに、情報提供等の支援体制を整備する必要がある。

「帰宅困難者に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 帰宅困難者対策の普及啓発	危機管理課、関係各課、関係事業者
第2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備	危機管理課、関係各課、鉄道事業者
第3 企業等における対策	商工観光課、危機管理課、鉄道事業者、関係事業者
第4 学校における対策	教育委員会
第5 帰宅支援施設の充実	危機管理課、関係各課

### 第1 帰宅困難者対策の普及啓発

#### 1 一斉帰宅の抑制

担当部署は、市内の帰宅困難者（以下「帰宅困難者（滞留者）」という。）の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル 171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

また、平常時から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備する等を内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

#### 【徒歩帰宅の心得7カ条】

【 留まる 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 連絡手段、事前に家族で話し合い</li> <li>② 携帯も、ラジオも必ず予備電池</li> </ul>
【 知 る 】	
【 帰 る 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション</li> <li>④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー</li> <li>⑥ 帰宅前には、状況確認</li> <li>⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅</li> </ul>

出典) 県ホームページ「震災対策」

## 2 企業等への啓発

担当部署は、職場、学校及び大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等が適切な対応を行えるようになるため、企業等へ次に示す事項について啓発を行う。

- (1) 耐震・落下物防止対策等の施設の安全化対策
- (2) 災害時の避難マニュアル等の作成
- (3) 帰宅困難者への食料、飲料水等の備蓄
- (4) 災害状況、復旧状況等の情報伝達の体制づくり
- (5) 仮宿泊場所等の確保
- (6) 情報収集手段の確保
- (7) 従業員等の安否確認手段の確保

## 第2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備

### 1 一時滞在施設の確保

担当部署は、災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止したため徒歩で帰宅する者、また、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するとともに、食料、飲料水及び看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LAN等通信環境を整備する。一時滞在施設に備蓄を確保できない場合、県防災基地等からの備蓄物資の受入方法をあらかじめ決めておく。

担当部署及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

【資料編 第9節 第3】『帰宅困難者一時滞在施設』参照

### 2 鉄道事業者との連携

担当部署は、市域を通る鉄道事業者と協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者（滞留者）のスムーズな受入に努める。令和6年現在、市内の東日本旅客鉄道（株）3駅について、「地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書」を締結している。

また、鉄道事業者からの帰宅困難者等の情報に基づき、受入公共施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

## 第3 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して、帰宅困難者（滞留者）に対する基本原則である「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行うとともに、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

また、自社従業員等を一定期間留めるために、食料、飲料水等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報提供等の体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者及び企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

#### 第4 学校における対策

学校は、災害が発生した際の校内の児童生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者（滞留者）となって保護者による児童生徒の引取が困難な場合や、児童生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策の促進に努める。

学校は、災害時のマニュアル作成等の整備を促進するとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定める。

#### 第5 帰宅支援施設の充実

担当部署は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレ等）を推進する。

## 第7節 二次災害に関する予防対策

### ■ 基本方針

災害により被害を受けた建築物、危険物施設等については、倒壊等により市民に被害を及ぼすおそれがある。こういった二次災害の予防対策として、災害時の被害調査体制の整備や建築物の耐震性等の向上を推進する必要がある。

「二次災害に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	建築開発課
第2 危険物施設等の予防対策	消防本部、施設管理者
第3 建築物・構造物の二次災害に関する予防対策	営繕住宅課、建築開発課、支所環境産業課、農政課、関係各課

### 第1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

#### 1 応急危険度判定士の確保・養成

##### (1) 応急危険度判定士の確保

担当部署は、震災時に、早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、判定業務に習熟した職員の養成に努める。

また、市職員に対し、県主催の応急危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけを行う。

##### (2) 市内民間判定士への連絡体制の整備

担当部署は、早急な被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、市内在住の被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（ボランティア）との連絡体制を整備する。

また、あらかじめ建築関連団体との協定を結び、判定体制の充実を図る。

#### 2 震前判定実施計画の作成

市は、本庄市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（令和5年本庄市）を策定し、災害時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ優先判定建築物、判定要否判断基準、判定作業計画、参集方法、判定実施方法、県への支援要請方法等についての震前マニュアルを定めている。担当部署は、定期的に改定する。

### 3 判定用資機材の備蓄

担当部署は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施のため次の資機材について、備蓄する。

- (1) 判定ステッカー
- (2) 判定調査票
- (3) ヘルメット
- (4) コンベックス
- (5) 下げ振り
- (6) クリップボード
- (7) 腕章
- (8) クラックスケール他

## 第2 危険物施設等の予防対策

高圧ガス販売所、給油取扱所等の危険物施設等の災害の発生及び拡大を防止するため、予防査察を実施するとともに、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災意識の普及啓発を図る。

### 1 危険物施設の災害予防

#### (1) 危険物取扱施設の安全化

消防本部は、危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制や事業所に対する普及啓発を図る。

##### ア 危険物製造所等の整備改善

- (ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
- (イ) 予防査察を実施して災害防止の指導をする。

##### イ 危険物取扱者制度の運用

- (ア) 危険物保安監督者の選任、解任及び危険物取扱従事者の届出を励行させる。
- (イ) 危険物の取扱について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (ウ) 保安教育を実施する。

##### ウ 施設の安全管理

- (ア) 施設の管理に万全を期するため施設保安員の選任を指導する。
- (イ) 危険物取扱の安全確保のため、予防規程の作成及び遵守を指導する。

##### エ 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設については、その取扱に係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、県が監視指導を行っている。毒物・劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害が相乗的に拡大するおそれがある。

このため、消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。また、担当部署は、消防本部との連携を図る。

(2) 自衛消防組織の強化促進

消防本部は、危険物事業所の自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。また、他の事業との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

(3) 化学消防資機材の整備促進

多様化する危険物に対応して消防本部における化学消防車等の整備を促進し、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等に対しても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料編 第8節 第1】『市内危険物施設の状況』参照

2 高圧ガス施設の災害予防

消防本部は、高圧ガス施設については、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び啓発を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、消防本部は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、次の予防対策について指導、助言を行い、育成、強化を図る。

- (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、知事、警察署及び消防機関と協力し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じて関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 高圧ガス保安協会の協力のもとに事故例の配布、講習会等を開催して防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (4) 取扱主任者及び販売主任者制度の効果的な運用を図る。

第3 建築物・構造物の二次災害に関する予防対策

担当部署は、耐震診断の実施、建築基準法令の普及を図り、建築物の耐震性の強化と不燃化を促進する。特に、公共建築物における耐震性耐火性の強化を図ることにより、利用者の安全を確保するとともに、災害時に有効な避難救護施設となり得るよう努める。

また、災害時における危険性のある落下物として、屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及びクーラー等がある。落下物ではないが、同種の危険物として各種の自動販売機、ブロック塀がある。これら落下物、転倒物は、人身への被害とともに救出救助活動の障害ともなることから、安全性を確保する。

さらに、地震時には屋内における転倒物・落下物に対しても配慮していかなければならない。中でも家具等の落下・転倒によるけがの危険性は非常に大きい。タンスや本棚等の家具の転倒・落下や、割れたガラスによる負傷を防ぐことにより、市民一人ひとりが地震から自分の身を守るよう広報等により啓発する。

## 1 公共建築物の耐震性の向上

### (1) 耐震診断・改修の実施

担当部署は、本庄市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年度の建築基準法の改正以前に建築された公共建築物について耐震診断を実施し、老朽化の著しい建物又は構造上危険と判断されたものは、市の整備計画に合わせて改築する。特に、指定避難所等に指定されている公共建築物について、優先的な耐震化に努める。

### (2) 建物以外の施設の補強及び整備

#### ア 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

担当部署は、落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには防止・補強工事を実施する。

#### イ 飛散しやすい機器等の格納、固定化

担当部署は、飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

#### ウ 消防施設の整備

担当部署は、消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

#### エ 建物以外の施設の点検

担当部署は、建物以外の施設の定期的点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、二次災害の防止に努める。

## 2 一般建築物の耐震性の向上

### (1) 耐震耐火構造物の建設促進

担当部署は、建物の改築に当たっては、耐震耐火構造の建物の建設促進を図る。

### (2) 建築基準法令の普及

担当部署は、関係団体に対して法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努めるとともに、危険建造物を調査し、補強対策の助言を行う。

### 3 倒壊物、落下物の安全対策

#### (1) 落下物等対策の実施

担当部署は、建築物等の耐震、防災診断等の実施と併せて、落下物等による被害を未然に防ぐための啓発を行い、安全性確保の周知徹底を行う。

また、落下物となりえる屋外広告物等については、道路法及び関係機関法令に基づき、設置者に対し、屋外広告物等の設置の許可申請及び設置後の維持管理について、適切な改善指導を行う。

#### (2) 自動販売機の転倒防止

担当部署は、今後、関係機関と連携して市内の通学路、指定緊急避難場所に至る道路に面した自動販売機の転倒について、市民への啓発及び業者への補強指導等に努める。

#### (3) ブロック塀対策の実施

担当部署は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内の組積ブロック塀等の実態把握及び施工技術の普及を図るとともに、ブロック塀倒壊防止対策について市民への啓発及び既存塀の補強・改善指導等を行う。

#### (4) 窓ガラス等の落下防止対策

担当部署は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため次の対策を講じる。

##### ア 落下防止対策の普及啓発

担当部署は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について普及啓発を行う。

##### イ 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

担当部署は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の実態の把握に努める。

### 4 ため池の耐震性の向上

担当部署は、ため池の現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び地震・豪雨耐性に不安のあるもので、決壊流失の際下流に及ぼす被害が大きいと思われるため池については、市は管理主体に対し、各施設の危険度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう指導する。

また、市は、防災重点農業用ため池のハザードマップを活用し、地域の安全性の確保を図る。

【資料編 第2節 第9】『ため池の状況』参照

## 第8節 避難に関する予防対策

### ■ 基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。また、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

「避難に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 指定避難所等の指定	危機管理課、教育委員会、関係各課
第2 指定避難所の環境整備	危機管理課、教育委員会、関係各課
第3 避難誘導體制の整備	危機管理課、関係各課
第4 指定避難所の管理運営体制の整備	危機管理課、教育委員会、関係各課
第5 広域避難者の受入体制の整備	危機管理課
第6 広域避難協力体制の整備	危機管理課

### 第1 指定避難所等の指定

担当部署は、災害対策基本法に定める「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定について、次に定める。

#### 1 指定緊急避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4）

担当部署は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、市民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、市民への周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

#### 【指定緊急避難場所として対象となる災害】

災害種区分	市への 該当の有無	備考
洪水	○	市の北側境界を流れる利根川が洪水予報河川に指定されており、洪水被害により避難者の発生が予想されている。
崖崩れ、 土石流 及び地滑り	○	市内には多くの土砂災害警戒区域等が指定されている。
高潮	×	市は、高潮による影響を受けない。
地震	○	市は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、災害発生から1日後で約16,000人の避難者が発生すると予測されている。
津波	×	市は、津波による影響を受けない。

災害種区分	市への 該当の有無	備考
大規模な火事	○	市内には大規模地震等による火災で延焼の危険性が高い住宅密集地がある。
内水はん濫	○	市内には内水はん濫の発生が想定される区域がある。
火山現象	×	市は、火山噴火による避難事象は発生しない。

指定緊急避難場所の指定基準は、おおむね次のとおり。

- (1) 地震以外の災害を対象とする指定緊急避難場所は、次の【指定緊急避難場所の指定基準の条件】のア～ウの条件を満たすこと。
- (2) 地震を対象とする指定緊急避難場所については、次の【指定緊急避難場所の指定基準の条件】のア～オの全ての条件を満たすこと。

**【指定緊急避難場所の指定基準の条件】**

<p>ア 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。</p> <p>イ 他の法律等により指定される洪水浸水想定区域等の危険区域外に立地していること又は危険区域内であっても安全が確保されていること。</p> <p>ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。</p> <p>エ 耐震基準を満たしており、安全な構造であることと。</p> <p>オ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。</p>
---

【資料編 第9節 第1】『指定避難所・指定緊急避難場所』参照

**2 指定避難所の指定（災害対策基本法第49条の7）**

担当部署は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、市民に周知徹底を図る。

指定避難所の指定基準は、おおむね次に示すとおり。

- (1) 原則として、救護所予定施設を指定すること。
- (2) 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- (3) 原則として、耐震、耐火構造の公共建物等（学校等）を指定すること。
- (4) 余震等による落下物（天井材、照明等）等、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- (5) 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- (6) 発災後、被災者の受入や物資等の配布が可能な施設であること。
- (7) 物資等の運搬に当たる車両の出入が容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入路が確保されていること。
- (8) 環境衛生上、問題のないこと。

【資料編 第9節 第1】『指定避難所・指定緊急避難場所』参照

### 3 避難路の確保

担当部署は、指定緊急避難場所、指定避難所の指定に伴い、市街地状況に応じ、幅員等を考慮し避難路を選定し、避難者の安全を確保するよう努める。

担当部署は、避難路として選定した道路の管理者等に、避難行動を支援するための無電柱化、標識、看板等の導入について、協力を依頼する。

### 4 指定避難所等の周知

担当部署は、広報紙、各種ハザードマップ等により、市民に対し指定避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても指定避難所等の周知に努める。

担当部署は、次に示す考え方について、市民等への周知徹底に努める。

- (1) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。
- (2) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。
- (3) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、「緊急安全確保」を行う。

## 第2 指定避難所の環境整備

### 1 施設管理者との協議

担当部署は、指定避難所の円滑な開設及び運営ができるよう、平常時から用地、施設管理者と災害発生時の施設の運用について協議し、相互の連絡体制の整備を図る。

また、指定避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、指定避難所での物資確保ができる体制を整備する。

### 2 有線通信の確保

市は、災害時の指定避難所における特設公衆電話回線の確保について、東日本電信電話（株）埼玉事業部と覚書を交わしている。担当部署は、今後も必要に応じて有線通信の確保に努める。

### 3 郵便物の集配業務の確保

市は、市内郵便局と災害時の指定避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。担当部署は、被災市民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供等について体制の整備を図る。

### 4 指定避難所の耐震性の向上

市は、公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成26年度に耐震化がほぼ完了している。防災上重要度の高い施設については、今後も、情報通信設備等の整備や耐震性の確保に努める。

## 5 指定避難所の空調環境の整備

担当部署は、避難生活の空調環境向上のため、優先順位の高い施設からエアコンの設置を進める。

## 第3 避難誘導體制の整備

### 1 避難誘導體制の確立

担当部署は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、市民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担等）についてあらかじめ定める。

### 2 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱をきたさないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの指定避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、市職員等の関係職員を含め避難訓練等を通じて市民の避難誘導方法について習熟に努める。

## 第4 指定避難所の管理運営体制の整備

### 1 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理、運営等を図るため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月内閣府）、「避難所の運営に関する指針」（令和2年5月埼玉県）等に基づき本庄市避難所運営マニュアル（令和3年9月本庄市）を策定している。マニュアルに基づき、関係各課、施設管理者及び自主防災組織による運営方法の習熟を図る。

### 2 避難所担当職員の支援

担当部署は、指定避難所の開設・運営を支援する「避難所担当職員」を市職員から指名する。指名された「避難所担当職員」は、避難所担当者説明会に参加するとともに、次に示す指定避難所の開設・運営の支援の習熟に努める。

- (1) 指定避難所の安全確認及びその周辺の被害状況の確認
- (2) 指定避難所の開設
- (3) 避難者の受入
- (4) 災害対策本部と指定避難所との連絡調整
- (5) その他災害対応上必要な事項

### 3 指定避難所運営の知識の普及及び訓練

担当部署は、指定避難所開設の手順及び運営や機器等の操作を、市職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有、担当者の研修及び各施設での実践的な訓練等を実施する。

#### 4 指定避難所機能の充実

担当部署は、指定避難所における備蓄機能、情報通信機能、炊出機能、救護所機能、プライバシー保護に関する設備、感染防止に必要な物資・資材の確保を検討するとともに、受水槽等により、生活水の確保に努める。

女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ等の視点を踏まえた施設・設備の整備や備蓄品の確保に努める。

施設の建替えや大規模改修に併せて、電源や燃料容量の拡大や多重化、また、冷暖房設備（エアコン、扇風機等）の整備に努める。電源の多重化として確保すべき非常用電源については、再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討する。

専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

#### 5 避難所外避難者に対する支援内容の検討

担当部署は、自治会、自主防災組織と平常時から協議し、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に対する支援体制や支援内容について検討する。支援内容としては、情報提供、物資配布、健康相談等を想定する。

### 第5 広域避難者の受入体制の整備

担当部署は、大規模災害の発生時において、他都道府県等からの避難者の受入に備えて、候補となる施設をあらかじめ検討しておく。

また、県と担当部署は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や医療機関における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な供給体制を検討・構築する。

受入施設選定に際しての留意事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
- 2 耐震・耐火構造の施設とする。
- 3 選定された施設の管理者は、必要なときに迅速かつ円滑に避難所として開設できるよう維持管理する。

### 第6 広域避難協力体制の整備

担当部署は、緊急避難に備え、他県において避難者を受け入れてもらえるよう相互応援協定を結び、迅速な広域避難協力体制の整備を図る。

## 第9節 物資供給・輸送に関する予防対策

### ■ 基本方針

市は、大規模災害時に円滑に物資供給・輸送を実施するため、給水体制の整備、食料・生活関連物資供給体制の整備、緊急輸送体制の整備を推進する。

「物資供給・輸送に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 給水体制の整備	危機管理課、水道課
第2 食料・生活関連物資供給体制の整備	危機管理課、商工観光課、財政課、関係各課
第3 緊急輸送体制の整備	危機管理課、財政課、関係各課、消防本部

### 第1 給水体制の整備

担当部署は、災害時に備え、平常時に飲料水の備蓄を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な給水が可能な体制を確保する。

#### 1 行政備蓄の推進

##### (1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

##### (2) 目標給水量

指定避難所等の応急給水拠点での給水量は、地震発生から3日までは、1人1日約3リットルを目途とする。被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長するが、4日目以降は10日まで約20リットルを目途に応急給水活動を行う。

また、同時に応急復旧活動も進め、11日以降は通常の生活に必要な水量の給水及び断水区域の解消を目指す。ただし、応急給水拠点での給水量は約20リットルを目途に引続き維持していく。

他災害においては、地震における目標給水量を参考に、設定する。

一日当たり必要となる水量の参考値を次に示す。

#### 【一日当たり必要となる水量】

発災からの期間	必要水量	水量の根拠
災害発生から 3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」(令和6年3月)

(3) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄及び調達計画の策定

担当部署は、備蓄計画に基づき、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄に努める。また、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等を取りまとめた調達計画を策定する。

イ 応急給水資機材の備蓄

担当部署は、応急給水資機材の備蓄及び調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

【応急給水資機材の備蓄】

品目	・給水タンク	・ポリタンク	・給水パック	・可搬式発電機
備蓄場所	・浄水場	・防災倉庫		

ウ 応急給水資機材の調達体制の整備

担当部署は、応急給水資機材の備蓄、「水道災害時等における相互応援に関する協定書」等に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

エ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

担当部署は、近くに拠点給水箇所となる浄水場及び配水場や給水拠点がない地域において、飲料水として利用可能な耐震性貯水槽の整備を行うよう努める。

オ 検水体制の整備

担当部署は、井戸、防火水槽等比較的汚染の少ない水源について、ろ過装置等を利用した飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備するよう努める。

(4) 災害時の飲料水確保に関する協定

担当部署は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合の必要な資機材の調達や市民への飲料水を確保するための協定を締結しているが、引き続き関係事業者との協定を締結し、万全を期していく。

2 個人備蓄の徹底

担当部署は、大規模な災害が発生した場合、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日分の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等への汲置きや雨水を貯水するよう、広報紙、市ホームページ等を通じて啓発する。

### 3 井戸の活用

担当部署は、市民が所有する井戸で、災害時に開放できるものを、自主防災組織等の単位で利用できるよう啓発を行う。

また、市内の事業所が所有する井戸について、災害時に使用できるよう協定の締結等を検討する。

## 第2 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達等供給体制の整備を行う。

なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難生活に配慮した品目を補充する。

### 1 食料供給体制の整備

担当部署は、流通がある程度回復するまでの間の食料供給について、市の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により、円滑に供給できる体制を整備する。

#### (1) 食料の備蓄

##### ア 市の備蓄計画

市の備蓄計画は、食料の備蓄目標を「関東平野北西縁断層帯地震」による想定避難者数（約16,000人）を対象として設定している。

食料の備蓄目標及び備蓄の留意点は次のとおりである。

#### 【食料の備蓄目標（関東平野北西縁断層帯地震の場合）】

区分	備蓄目標
避難者	16,000人×1.5日*×2食= 48,000食

※ 現時点では、県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄することとしている。市は、将来的に2日分を目標とする。

- (ア) 物資を1箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。
- (イ) 高齢者・乳幼児等の要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。
- (ウ) 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。
- (エ) 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

##### イ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日分以上、災害救助従事者用を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日分以上備蓄する計画である。

ウ 市民の備蓄

市民の食料の備蓄は、最低3日間分（推奨1週間）を目標とし、市はその周知徹底に努める。

(2) 食料調達体制の整備

担当部署は、災害時に食品の調達ができるよう、生産者、埼玉ひびきの農業協同組合及びその他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

(3) 食料の輸送体制の整備

担当部署は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄を行う食料の輸送に関して、業者との協定締結を拡充する。

(4) 備蓄場所

備蓄場所は防災拠点及び指定避難所とする。指定避難所に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の輸送手順をあらかじめ決めておく。

2 生活必需品供給体制の整備

担当部署は、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給については、市の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備する。

(1) 生活必需品の調達体制の整備

担当部署は、被服、寝具、その他生活必需品等必要な物資について、業者等からの調達及び市内宿泊施設等物資の活用を図る。当面は、サバイバルシート及び生活必需品（指定避難所で一時的に生活するための生活必需品）について、避難者数の16,000人分の確保を図る。

【資料編 第10節 第2】『市内民間宿泊施設』参照

(2) 生活必需品の供給体制の整備

担当部署は、河川はん濫による浸水被害の可能性のある平地部や土砂災害の危険性のある山間部等、市の地形特性を踏まえ、現地備蓄を進めるとともに災害状況に応じて物資供給が必要となる指定避難所等に配送する体制を整備する。

また、業者との協定に基づき生活必需品の調達を図り、物資の供給を図る。

3 防災用資機材の備蓄

担当部署は、災害時の防災用資機材等の備蓄品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を検討する。

また、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましいため、資機材の備蓄場所は防災拠点及び指定避難所とする。

#### 4 石油類燃料の調達・確保

担当部署は、災害時に医療機関、市役所、指定避難所等の特に重要な施設で、市が指定する施設に対する石油類燃料の供給や災害発生後の公用優先使用を円滑に行うために、石油類燃料の安定供給ができるよう石油小売業者との協定締結に努める。

### 第3 緊急輸送体制の整備

市は、緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

#### 1 輸送車両の増強

担当部署は、災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

#### 2 調達体制の整備

担当部署は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に使用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

##### (1) 車両計画の作成

担当部署は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間業者の所有する車両を必要とする活動について検討し、車両計画を策定する。

##### (2) 民間業者との協定締結

担当部署は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達に関する協力協定の締結を進める。

協定を締結した場合は、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

民間業者の車両使用に伴う燃料については、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

#### 3 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限することができる（災害対策基本法第76条第1項）。

そのため、担当部署は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

#### 4 ヘリコプターによる輸送体制の整備

担当部署は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両では間に合わない傷病人の搬送等のため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

担当部署は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺市民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

【資料編 第9節 第4】『ヘリポート指定地』参照

#### 5 その他の輸送手段による体制整備の検討

担当部署は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両では間に合わない対応のため、無人航空機（ドローン）等のその他の輸送手段による輸送手段が確保できるよう努める。

## 第10節 要配慮者支援に関する予防対策

### ■ 基本方針

発災時において、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者は、避難及び避難生活等において支障を生じることが予想される。

このため、市は、要配慮者に対して、災害時の安全確保を図るものとする。

また、市は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための計画である個別避難計画を作成する。

「要配慮者支援に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 要配慮者の安全対策及び安全確保	危機管理課、地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、保育課、こども家庭センター、健康推進課、市民活動推進課
第2 避難行動要支援者の安全対策及び安全確保	地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、危機管理課

### 第1 要配慮者の安全対策及び安全確保

担当部署は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、次の事項を定める。

また、要配慮者全般の迅速な避難行動や避難生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

#### 1 要配慮者の把握

担当部署は、要配慮者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備える。

- (1) 平常時から要配慮者と接している福祉部、保健部、市民生活部、本庄市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。
- (2) 在宅の状態にない、社会福祉施設等に入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく。
- (3) 所在把握には、自治会等従来からある地域コミュニティを活用する。

#### 2 防災知識の普及・啓発

担当部署は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

### 3 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

### 4 防災基盤の整備

担当部署は、県と連携し、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、担当部署及びその他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うとともに、その他の集客施設における取組を促進する。

### 5 福祉避難所の設置

担当部署は、高齢者、障害者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所の設置を促進する。

今後、福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

【資料編 第9節 第2】『福祉避難所』参照

### 6 地域との連携

#### (1) 社会福祉施設との連携

担当部署は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等と連携を図るよう努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設の有する機能の活用を図る。

#### (2) 見守りネットワーク等の活用

担当部署は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否確認を兼ねる配食サービス等の見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

### 7 相談体制の確立

担当部署は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう平常時から相談体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員の確保に努める。

## 8 社会福祉施設入所者に対する安全対策

担当部署は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

### (1) 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、担当部署は、これを支援する。

#### ア 緊急連絡体制の整備

##### (ア)職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

##### (イ)安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

#### イ 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の指定緊急避難場所へ誘導、移送するための体制を整備する。

#### ウ 施設間の相互支援システムの整備

担当部署及び施設管理者は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援する等、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者の受入を想定した体制の整備を行う。

#### エ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断及び耐震改修の実施に努める。

#### オ 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練を実施する。

また、消火器具、屋内消火栓等の消火設備、自動火災報知器等の警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識等の避難設備を設置及び管理する。

カ 食料、防災資機材等の整備

施設管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災用資機材等の備蓄（最低3日間、推奨1週間）に努める。

主な備蓄品は次のとおりである。（※印備蓄品は、3日分）

- (ア) 非常用食料※（高齢者食等の特別食を含む）
- (イ) 飲料水※
- (ウ) 常備薬※
- (エ) 介護用品※（おむつ、尿取りパット等）
- (オ) 照明器具
- (カ) 非常用電源（燃料含む）
- (キ) 移送用具（担架、ストレッチャー等）

キ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設における安全確保対策

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、本庄市地域防災計画へ、名称や所在地を記載するとともに（土砂災害防止法第8条第1項第4号）、本庄市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設利用者の浸水及び土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施及び市長への報告が義務づけられている。

当該施設の施設管理者は、次の事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

- (ア) 防災体制
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 施設の整備
- (エ) 防災教育及び訓練の実施
- (オ) 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- (カ) その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

(2) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員及び入所者に対し、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、各施設が策定する防災計画の周知徹底に努める。

(3) 防災訓練の実施

施設管理者は、災害時の切迫した状況下においても適切な行動が取れるよう、施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的の実施する。特に、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

#### (4) 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導、職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

### 9 外国人の安全対策

災害が発生した場合、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援や救助体制の整備に努める。

#### (1) 外国人の所在把握

担当部署は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時から連絡手段の構築に努め、支援体制の整備を図る。

#### (2) 防災知識の普及・啓発

担当部署は、日本語に不慣れな外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等の様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、災害対応力の向上を図る。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について、外国語による情報提供を行う。

#### (3) 防災訓練の実施

担当部署は、外国人の災害対応力を向上させるため、外国人を対象とした訓練項目を取り入れた防災訓練を積極的に実施するよう努める。

#### (4) 誘導標識、指定緊急避難場所案内板等の設置

担当部署は、誘導標識、指定緊急避難場所案内板等に外国語の標示を進める。また、案内板のデザインの統一についても配慮し、ピクトグラム等を利用し、わかりやすい案内板の設置に努める。

#### (5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

担当部署は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳及び翻訳のボランティア等の確保に努める。

## 第2 避難行動要支援者の安全対策及び安全確保

担当部署は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、次の事項を定める。

### 1 避難行動要支援者の対象範囲の要件

避難行動要支援者の対象範囲の要件については、避難能力の有無、要介護状態区分、障害支援区分、地域で優先的支援が必要と認める者等を考慮し設定する。

また、避難能力がある等避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外す等、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査する。

### 2 避難行動要支援者名簿の作成

#### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅の要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する次に掲げる者とする。

- ア 65歳以上の一人暮らしの者
- イ 70歳以上のみの世帯の者
- ウ 要介護度4以上の認定を受けている者
- エ 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者
- オ 療育手帳④・A・B交付を受けている者
- カ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
- キ その他市長が災害時の支援を必要と認めた者

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報

避難行動要支援者名簿に記載する事項は、次のとおりである。

#### 【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【留意事項】

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医等の医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員等、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力がある等避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外す等、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

3 避難行動要支援者名簿情報の管理

担当部署は、避難行動要支援者名簿の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

担当部署は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、関係機関との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築く。

また、震災による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(2) 情報セキュリティ対策

担当部署は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

また、災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

担当部署は、関係部局及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）を通じて得た情報をもとに定期的に更新を行い、名簿情報を最新の状態に保つ。

避難支援等関係者は、次に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関（児玉郡市広域消防本部、本庄市消防団）
- イ 県警察（本庄警察署、児玉警察署）

- ウ 民生委員・児童委員
- エ 本庄市社会福祉協議会
- オ 自治会・自主防災組織
- カ 地域包括支援センター
- キ 本庄保健所
- ク その他市長が必要と認めた者

## (2) 避難行動要支援者情報の共有

担当部署及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報の共有に努める。

また、転居や死亡等により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

## 6 個別避難計画の作成

担当部署は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、市民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難支援等関係者と協力しながら、避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人又はその家族等とともに、避難支援等に関する必要事項等を示した個別避難計画の作成に努める。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を、地域の実情に応じて記載する。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 7 情報伝達

担当部署は、災害が発生した場合の災害情報等について、避難行動要支援者本人のみならず、その家族や避難支援等関係者に対しても広く周知できるよう、全体計画に定める情報伝達手段による情報伝達を行う。

避難支援等関係者は、情報の入手・伝達を受けた場合、自らが担当する避難行動要支援者又はその家族への連絡を行い、災害の状況を説明するとともに避難に対する準備等を促す。

## 8 避難誘導

担当部署は、高齢者等避難等の発令や指定避難所の開設状況を把握し、避難支援等関係者や避難行動要支援者を支援する団体等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応す

るほか、福祉避難所等や支援を要請する関係機関との調整を密にする等、迅速かつ的確な避難誘導を実施する体制を整備する。

避難支援者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の状況に応じた付添い又は補助を行い、最寄りの指定緊急避難場所又はあらかじめ定められた指定緊急避難場所への避難を支援する。

なお、避難に際して避難行動要支援者の様態の悪化等が生じ医療行為が必要な場合は、救急の医療機関等への連絡を行うほか、必要により速やかに消防本部へ救急車の要請を行う。

## 9 安否確認

担当部署は、避難支援等関係者や関係機関による安否情報の集約や照会を一元的に対応するため、安否情報窓口を設置する。

また、避難行動要支援者を支援する関係団体等に対し、避難行動要支援者の安否について、相互に協力して情報を交換できる体制の整備を行う。

避難支援等関係者は、担当する個別避難計画を携帯して、迅速な安否確認が実施できるよう努める。

## 10 避難行動要支援者支援チームの設置

担当部署は、避難行動要支援者の支援のために部局横断的な対策チームを設置する。平常時は、避難行動要支援者支援体制の整備等の検討等を行うとともに、災害時は、避難行動要支援者の避難や避難後の支援等を行う。

## 第11節 生活の早期再建に関する予防対策

### ■ 基本方針

市は、国、県の取組指針や手引きを参考に、生活の早期再建に関する住宅対策の体制整備、り災証明書の交付体制の確立、文教に係る事前対策に努める。

「生活の早期再建に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 住宅対策の体制整備	営繕住宅課、危機管理課
第2 り災証明書の交付体制の確立	課税課、危機管理課、消防本部、関係各課
第3 文教に係る事前対策	教育総務課、学校教育課、子育て支援課、文化財保護課、学校長、保育所長

### 第1 住宅対策の体制整備

市は、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、被災建築物の応急修理、建設候補地の選定及び人員の確保体制を確立する。

#### 1 関係機関との連携体制の整備

担当部署は、過去の災害事例における応急仮設住宅の必要戸数の把握、応急仮設住宅の建築に関わる仕様や基準を検討し、県と調整する。

市は、県と連携を図りながら応急仮設住宅建設候補地を選定する（詳細は「2 応急仮設住宅建設候補地の選定」を参照）。

#### 2 応急仮設住宅建設候補地の選定

##### (1) 応急仮設住宅の建設戸数

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、応急仮設住宅等需要数は、5,894棟と推定されている。

【応急仮設住宅の用地面積（関東平野北西縁断層帯地震の場合）】

建設棟数（棟）	1戸当たりの用地面積（㎡）	用地面積（㎡）
5,894	60	353,640

※ 1戸当たりの用地面積を60㎡（「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」（平成20年6月日本赤十字社））から、「効率の良い用地60～70㎡」として算定した。

##### (2) 応急仮設住宅用地の選定

担当部署は、県と連携を図りながら、次の事項を考慮して、公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に応急仮設住宅建設候補地の検討を行う。

ア 飲料水が得やすい場所

- イ 排水、空気等に関して保健衛生上適当な場所
- ウ 交通の便を考慮した場所
- エ 住居地域と隔離していない場所
- オ 土砂災害警戒区域等に配慮した場所
- カ 工事車両のアクセスしやすい場所
- キ 既存生活利便施設が近い場所
- ク 造成工事の必要性が低い場所

### (3) 応急仮設住宅の設置及び供給

担当部署は、県と連携して、次の事項を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- ア 応急仮設住宅の着工時期
- イ 応急仮設住宅の入居基準
- ウ 応急仮設住宅の管理基準
- エ 要配慮者に対する配慮

【資料編 第9節 第7】『応急仮設住宅建設候補地』参照

## 3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

担当部署は、平常時から公営住宅等のあっせん可能な住宅リストを作成しておく等、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

## 4 応急修理及び公費解体体制の整備

### (1) 市営住宅等の応急修理体制の整備

担当部署は、市営住宅等の被害状況で必要となる市営住宅等の一覧表、被害状況調査関連資機材の確保、関連建設業者との連携体制確保に努める。

### (2) 被災住宅の応急修理体制の整備

担当部署は、災害救助法に基づき実施される被災住宅の応急修理に関して、申請窓口候補の選定、応急修理に関する関係建設業者との連携体制の確保に努める。

## 第2 り災証明書の交付体制の確立

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種公的融資等を実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく災証明書を交付する。

### 1 被害認定調査体制の整備

担当部署は、次のとおり被害認定調査体制を整備する。

#### (1) 実施体制の整備

埼玉県地震被害想定調査、市防災アセスメント調査等に基づく住家の被害規模を踏まえた実施体制を整備する。

ア 他の市町村等や民間団体との連携を強化し、住家等被害認定調査員の不足に備えた体制の整備を図る。

イ 迅速な交付を可能とするため、電子申請による方法の周知の他、システムの導入に努める。

#### (2) 必要備品の整備

平常時から、傾斜計やメジャー等の調査に必要な備品、家屋図面を確保する。

#### (3) 被害認定調査員の登録

チーム内職員が被害認定調査員として協力できるよう、被害認定調査の知識を身に付ける。

#### (4) 被害認定調査員の育成

担当部署は災害時における被害認定調査業務を円滑に実施するため、被害認定調査に習熟した職員を把握するとともに、養成に努める。

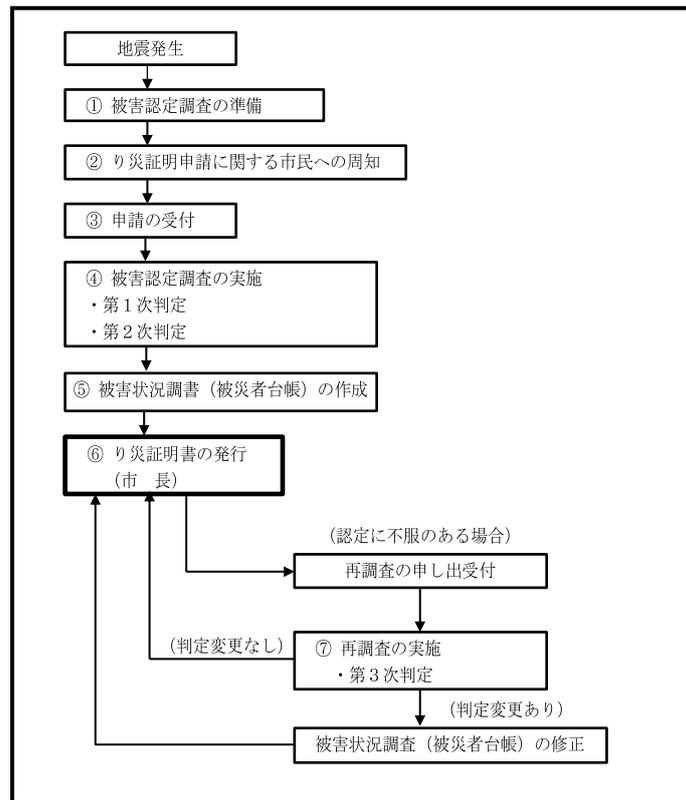
また、県等の被害認定調査及びり災証明書発行事務に関する講習会の周知及び参加の呼びかけを行う。

### 2 交付体制の整備

市は、り災証明書の交付場所、体制を整備する。

また、市民に対しては、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて周知を図る。

【り災証明書発行のフロー】



### 第3 文教に係る事前対策

災害時において、児童生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

また、市は、歴史的施設はもちろん、無形文化財、天然記念物等の文化財に恵まれている。そうした文化財、特に有形文化財、歴史的施設等が災害によって失われないよう、予防対策を推進する。

#### 1 市の事前対策

担当部署は、所管する学校を指導及び支援し、大規模災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておく。

なお、私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導及び支援に努める。

#### 2 学校等の事前対策

学校長及び保育所長は、学校等の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急教育計画を作成するとともに、指導の方法等についても明確な計画を作成する。

学校長及び保育所長は、災害の発生に備えて次に示す措置を講ずる。

- (1) 市の防災計画における学校等の位置づけを確認し、学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

- (2) 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- (5) 避難訓練等、突発的な災害発生に対処する訓練を行う。

### 3 文化財の事前対策

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な助言、指導等を行う。

#### (1) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模災害時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、担当部署は、次の事項により予防対策を推進する。

ア 収蔵・保管施設の耐震・免震化

イ 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

#### (2) 防火体制等の整備強化

担当部署は、消防本部と連携・協力して文化財の防火対策を徹底する。防災体制の整備区分と内容は、次のとおり。

【防火体制の整備区分と内容】

区分	内容
防火体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防火管理体制の整備</li> <li>➤ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応</li> <li>➤ 自衛消防と訓練の実施</li> <li>➤ 火災発生時における措置の徹底</li> </ul>
防火設備等の整備強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化</li> <li>➤ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化</li> <li>➤ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化</li> </ul>
災害発生時の緊急的保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備</li> <li>➤ 関係機関との連絡網の整備</li> <li>➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり</li> </ul>
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動</li> <li>➤ 管理・保護のための指導助言・訓練</li> <li>➤ 関係者（所有者、管理者）の研修</li> </ul>

## 第12節 廃棄物対策

### ■ 基本方針

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、木くず、金属くず、廃家電、コンクリートがら等の災害廃棄物が多量に排出される。また、指定避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る。

「廃棄物対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 廃棄物の収集・処理体制の整備	環境推進課、下水道課、支所環境産業課、児玉郡市広域市町村圏組合

### 第1 廃棄物の収集・処理体制の整備

市は、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源管理局災害廃棄物対策室）等に基づき廃棄物の収集・処理体制を整備する。

#### 1 ごみ処理体制の整備

担当部署は、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制等のごみ処理体制の整備を図る。

##### (1) 災害廃棄物発生量の推定

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の災害廃棄物発生量の推定値は、次に示すとおりである。

【災害廃棄物の発生】

推定項目	想定地震	関東平野北西縁断層帯地震
	発生量	重量（万トン）
	仮置場必要面積（ha）	15.4

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

##### (2) 仮置場（一時集積場所）の確保

担当部署は、災害発生量の見積、候補地の選定、利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。候補地の選定における留意点は、次のとおり。

- ア 他の応急対策活動に支障がないこと
- イ 環境衛生に支障がないこと
- ウ 搬入に便利なこと
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

なお、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や

発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

### (3) ごみ処理体制の整備

担当部署は、ごみの処理体制について、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討する。

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法の混乱が予想される。廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための市民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

さらに、平常時と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問合せへの対応が必要となることが想定される。

担当部署は、このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、次の事項を参考に災害時における廃棄物処理の広報について検討する。

ア 災害時の一般廃棄物の分別及び排出方法

イ 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法

ウ 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法

【資料編 第9節 第6】『し尿ごみ処理施設』参照

### (4) 広域連携による廃棄物処理体制の整備

担当部署は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等して、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

## 2 生活ごみ処理体制の整備

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う。

## 3 し尿処理体制の整備

担当部署は、仮設トイレ等し尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

【資料編 第9節 第6】『し尿ごみ処理施設』参照

## 4 被災建築物の公費解体体制の整備

担当部署は、被災建築物の公費解体に関して、申請窓口候補の選定、解体の決定に関わる手順の整理、解体に関する関係建設業者との連携体制の確保に努める。

## 第13節 火山噴火降灰対策

### ■ 基本方針

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した「大規模噴火時の広域降灰対策について」（令和2年4月中央防災会議）において、富士山噴火により県への降灰量が最も多くなるケースでは、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定されている。また、浅間山については、天明3年の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

そのため、市においてもこれら火山の噴火の状況、気象状況によっては、火山噴火による降灰の影響が考えられる。

「火山噴火降灰対策」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 情報の収集・連絡	関係各課

### 第1 情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡体制の整備

担当部署は、熊谷地方気象台が発表する火山情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

担当部署は、平常時から関係機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

#### 2 通信手段の確保

担当部署は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第3節 第1 災害情報連絡体制の整備」に準ずる。

#### 【想定される降灰被害】

被害施設	被害内容
鉄道	微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行の停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
人の移動	鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
健康被害	降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪する等の影響を受ける可能性が高い。

## 第2章 事故災害に関する予防対策

### 第1節 市で懸念される事故災害

#### ■ 基本方針

市域において市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合又は国による武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、事故災害応急対策に従い災害対策活動を実施する。

市が策定する事故災害応急対策計画の対象とする事故災害は、県地域防災計画及び市の地域環境の特性等を踏まえ、次に示すとおり選定する。

#### 第1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、市域における発生の可能性を検討するとともに、発生した場合、震災・風水害対策として応急対応が可能か又は事故災害として取扱うかについて検討し、市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

【市に係る大規模事故災害の選定】

事故災害区分		市における発生の可能性	応急対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○ 震災・風水害対策で対応可能である。
	林野火災	市の林野面積は、市域のおよそ1/4を占めている。	○ 事故災害として取扱う。
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取扱う。
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取扱う。
	火薬類災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取扱う。
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取扱う。
鉄道事故	鉄道事故	市内を通る鉄道路線がある。	○ 事故災害として取扱う。
道路事故	地震や水害による道路災害	市内を通る自動車専用道路及び国道がある。	△ 震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○ 事故災害として取扱う。
航空機事故	航空機事故	市及び周辺に飛行場はなく、上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、市域で起こりえないとは言えない。	△ 事故災害として取扱う。

事故災害区分		市における発生の可能性		応急対応の可否
電気通信設備災害	電気通信設備災害	市内に該当する電気通信設備がある。	○	事故災害として取扱う。
電力施設災害	電力施設災害	市内に該当する電力施設がある。	○	事故災害として取扱う。
ガス施設災害	ガス施設災害	市内に該当するガス施設がある。	○	事故災害として取扱う。
農業災害	凍霜害	凍霜害が問題になる広範囲にわたる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業関係災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培等が行われている。	○	事故災害として取扱う。
文化財災害	文化財火災	市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
放射性物質事故災害	輸送事故災害	市内を通る自動車専用道路がある。	○	事故災害として取扱う。
	放射性物質取扱施設の事故	市内には該当する事業所はない。	×	—
	広域放射能汚染災害	市に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等により、市においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取扱う。
不発弾処理	不発弾の発見と処理	過去に市内で不発弾が発見・処理される事案が発生した。	○	事故災害として取扱う。

※1) 「市における発生の可能性」の凡例は、次に示すとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×

※2) 「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

## 第2 市に係る事故災害

事故災害対策計画の対象とする事故災害は、次に示すとおりである。

### 【市において事故災害対策計画の対象とする事故災害】

事故災害		内容
火災	林野火災	対象とする林野火災は、市内の森林において発生する火災を対象とする。
危険物等災害対策	危険物等災害	対象とする危険物等災害は、市内で危険物等を取扱っている施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	火薬類災害	対象とする火薬類災害は、市内に設置されている火薬類取扱施設による災害を対象とする。
	毒物・劇物災害	対象とする毒物・劇物災害は、市内で毒物又は劇物を取扱っている施設による災害を対象とする。

第2編 災害予防計画 第2章 事故災害に関する予防対策  
 第1節 市で懸念される事故災害

事故災害		内容
鉄道事故		市には、上越新幹線、高崎線及び八高線が通っている。 対象とする鉄道事故は、この鉄道路線に対する事故災害とする。
道路事故		対象とする道路災害は、市内を通る関越自動車道や国道17号及び主要県道等の幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。
航空機事故		対象とする航空機事故災害は、市域内における民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。
電気通信設備災害		対象とする電気通信設備災害は、市内の電気通信設備を対象とする。
電力施設災害		対象とする電力施設災害は、市内の電力施設を対象とする。
ガス施設災害		対象とするガス施設災害は、市内のガス施設を対象とする。
農業災害		市内では、米、野菜、果樹及び花き類等の生産が行われている。 対象とする農業被害は、近年多発している異常気象（暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等）による米、野菜、花き類及び果樹栽培への農業被害とする。
放射性物質事故災害	輸送事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されないが、市を通る関越自動車道を利用して原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることが考えられることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	広域放射能汚染災害	市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約120kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。
不発弾処理		対象とする不発弾処理は、土木工事現場等から偶発的に発見される不発弾等の処理とする。

第1編  
総則

第2編  
災害予防計画

第3編  
災害応急対策計画

第4編  
災害復旧復興計画

## 第2節 林野火災予防対策

### ■ 基本方針

林野火災は、地形の制約等によって、長時間燃焼する可能性があることから、林野火災予防対策に努める。

「林野火災予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 林野火災に強い地域づくり	消防本部、支所環境産業課、危機管理課
第2 応急対策への備え	消防本部、支所環境産業課、危機管理課

### 第1 林野火災に強い地域づくり

#### 1 危険地域の把握

担当部署は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

#### 2 消防計画の作成

担当部署は、消防活動を実施できるようにするための消防計画の作成に努める。

#### 3 普及啓発活動

担当部署は、林業関係者や入山者に火災予防の啓発に努める。

#### 4 関係団体による林野火災防止対策

森林所有者は、林野火災防止のため、森林の林縁に防火帯等の造成に努めるとともに、下刈、枝打、除伐等の維持管理に努める。

林業関係団体等は、巡視等の森林保全管理に努める。

### 第2 応急対策への備え

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

担当部署は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

#### 2 消火活動体制の整備

担当部署は、平常時から、消防本部、消防団、自主防災組織等と連携し、水利や林野火災対応資機材の確保に努める。

#### 3 避難支援体制の整備

担当部署は、平常時から、避難先となる施設の把握に努める。

## 第3節 危険物等事故災害予防対策

### ■ 基本方針

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

「危険物等事故災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 危険物施設の予防対策	消防本部、危機管理課
第2 高圧ガスの予防対策	消防本部、危機管理課
第3 毒物・劇物の予防対策	消防本部、危機管理課

### 第1 危険物施設の予防対策

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設について、次の対策を行う。

#### 1 危険物製造所等の整備

次により危険物製造所等の整備改善を図る。

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- (2) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

#### 2 危険物取扱者制度の運用

次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (2) 危険物の取扱について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

### 第2 高圧ガスの予防対策

高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。

埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布する等、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

### 第3 毒物・劇物の予防対策

担当部署は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱について、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

担当部署は、警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

担当部署は、埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理等について防災上の指導にあたる。

## 第4節 鉄道事故災害予防対策

### ■ 基本方針

鉄道の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生の予防対策に努める。

「鉄道事故災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 応急対策への備え	鉄道事業者

### 第1 応急対策への備え

鉄道事業者は、情報収集体制の整備、旅客への情報提供等、予防対策に努める。

担当部署は、平常時から鉄道事業者との連携体制の整備に努める。

## 第5節 道路災害予防対策

### ■ 基本方針

地震や水害その他の理由により、道路の亀裂、橋りょうの落下、斜面及びよう壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

「道路災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 道路の安全確保	道路管理課、道路整備課
第2 情報の収集・連絡体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
第3 災害応急体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
第4 緊急輸送活動体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	道路整備課、道路管理課、広報課

### 第1 道路の安全確保

#### 1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

#### 2 道路施設等の整備

##### (1) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに市民や道路利用者へ広報する。

##### (2) 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

- ア 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 他の道路管理者と連携し又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを計画的かつ総合的に整備する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

### (3) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を整備する。

## 第2 情報の収集・連絡体制の整備

### 1 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から他の道路管理者や警察署、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

### 2 通信手段の確保

担当部署は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第3節 第1 災害情報連絡体制の整備」に準ずる。

## 第3 災害応急体制の整備

### 1 職員の体制の整備

担当部署は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

### 2 防災関係機関との連携体制

担当部署は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から関係機関との連携を強化する。

## 第4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、担当部署は他の道路管理者と連携して、「本編 第1章 第5節 第1 緊急輸送道路の整備」に定める緊急輸送

ネットワークの整備に努める。

また、担当部署は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

#### 第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

担当部署は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を策定する。

## 第6節 航空機事故災害予防対策

### ■ 基本方針

市は、市域において航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合の防災関係機関による対策を円滑に進めるため、応急活動体制の整備に努める。

「航空機事故災害予防対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 情報収集・連絡体制の整備	危機管理課、関係各課
第2 災害応急体制の整備	危機管理課

### 第1 情報収集・連絡体制の整備

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から警察署、消防本部等との間において、情報収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

#### 2 通信手段の確保

担当部署は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第3節 第1 災害情報連絡体制の整備」に準ずる。

### 第2 災害応急体制の整備

#### 1 職員の体制の整備

担当部署は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

#### 2 防災関係機関との連携体制

担当部署は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から関係機関との連携を強化する。

#### 3 避難誘導、救出救助及び消火活動への備え

担当部署及び消防本部等は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救急救助用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるとともに、迅速な医療活動実施のための応急医療及び救護体制を整備する。

## 第7節 農業災害予防対策

### ■ 基本方針

台風等の風水害等は、農業生産に与える影響が大きいため、県の指導に基づき生育に応じた技術対策を行う。

「農業災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 営農技術の指導	農政課、支所環境産業課
第2 農協等との伝達体制等の確立	農政課、支所環境産業課
第3 関係農家への事前周知	農政課、支所環境産業課

#### 第1 営農技術の指導

担当部署は、本庄農林振興センター及び埼玉ひびきの農業協同組合等の関係団体との連携を密にし、台風等の風水害等による被害低減を図るため、技術対策等を関係農家に周知する。

埼玉ひびきの農業協同組合等の関係団体は、台風等の風水害等の気象災害に関する事前事後の技術対策等の普及を図るため、関係農家を指導し、台風の進路等、気象情報等の把握体制等の確立に努める。また、過去の気象災害の発生状況を把握し、必要に応じて重点的な対策を行えるよう準備する。

#### 第2 農協等との伝達体制等の確立

##### 1 情報伝達体制の確立

担当部署は、県から台風等の各種気象注意報・警報の連絡があった場合に、適切に埼玉ひびきの農業協同組合及び関係農家に周知できるよう、伝達体制の確立を図る。

##### 2 被害実態把握体制の確立

担当部署は、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また必要な対策が実施できるよう、埼玉ひびきの農業協同組合と被害実態把握体制の確立を図る。

#### 第3 関係農家への事前周知

気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、気象庁ホームページによっても把握できるため、市及び埼玉ひびきの農業協同組合は、被害発生のおそれがある気象状況の場合には気象庁ホームページを活用することを関係農家に周知する。

## 第3章 市民の自主防災力の向上

### 第1節 防災教育

#### ■ 基本方針

全ての市民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発等から地域を守るため、市民や事業所が、市や県、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

「防災教育」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 市民向けの普及・啓発	危機管理課、関係各課
第2 学校における防災教育	学校教育課
第3 保育所における防災教育	保育課
第4 事業所等における防災教育	消防本部
第5 防災上重要な施設における防災教育	消防本部、地域福祉課、健康推進課、関係各課

#### 第1 市民向けの普及・啓発

市は、市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、関係機関、団体等と連携して講習会等生涯学習の場を通じて防災教育を行う。

また、市は、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

##### 1 自主防災組織への参画

担当部署は、自主防災組織の訓練の一環として職員の派遣を検討する。また、自治会や関連する団体から出前講座の派遣要望を受けた場合は、可能な限り職員の派遣を行う。

##### 2 講演会、研修会の開催

担当部署は、火災予防運動、防災の日、防災とボランティアの日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119番の日等の行事を通じて、地震災害・風水害・その他災害等についての学識経験者、防災関係機関の担当者、防災士及び災害体験経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を市民に広く普及する。

### 3 防災展示等による知識の普及

担当部署は、防災訓練等の実施と併せて、防災情報の展示や体験コーナー等を設け、市民の地震や火災等の災害予防対策の学習機会の確保を図り、展示内容の拡充等に努め、市民の防災教育を推進する。

### 4 マイ・タイムライン作成の普及・啓発

担当部署は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレット等を作成、配布する等、市民が適切な避難行動を取れるよう普及・啓発に努める。

#### 【マイ・タイムライン作成のポイント】

1. 事前の確認
  - ①住んでいる場所の特徴  
住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市が作成するハザードマップで確認
  - ②避難先の想定  
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
    - ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
    - ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
    - ・夜間の豪雨時等外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」
2. 情報の入手  
気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。
3. 早めの避難  
資料：県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」

## 第2 学校における防災教育

市及び学校法人は、学校における防災教育の一層の充実を図るため、学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じた子どもたちの防災対応能力の育成を推進する。特に避難、災害が発生した際の危険及び安全な行動について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

### 1 学校行事としての防災教育

担当部署及び学校法人は、防災意識の高揚を図るため、地震と火災を想定した避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点や地域の防災訓練での体験学習の実施に努める。

さらに、学校における消防団・自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

### 2 教科による防災教育

担当部署及び学校法人は、社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、県や市の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災をテーマとした教育活動を実施し、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

### 3 教職員に対する防災研修

担当部署及び学校法人は、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当ての要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

## 第3 保育所における防災教育

担当部署は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識を習得させ、災害発生時を想定した避難訓練等を行う。

また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保、職員の動員及び災害対策本部、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

## 第4 事業所等における防災教育

事業所等は、防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を促進し、防災行動力の向上を図る。

また、事業所等は、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

## 第5 防災上重要な施設における防災教育

### 1 医療機関及び社会福祉施設における防災教育

医療機関及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間・休日等の災害発生に備え、近隣市民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。

さらに、従業員、入所者に対し、十分な防災知識の周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

### 2 その他不特定多数の人が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

## 第2節 防災訓練

### ■ 基本方針

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の醸成に努めるとともに、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、避難訓練や災害図上訓練（DIG）、指定避難所開設・運営訓練（HUG）を取入れ、市民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認、市民の防災意識の高揚、関係する機関同士の強固な連携の推進による市全体の危機・災害対応力の強化であり、実施目標は次に示すとおりである。

- ア 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- イ 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等のぜい弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- ウ 市民一人一人が、平常時及び災害時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- エ 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む市民等、多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- オ 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の要配慮者への配慮に努めること。
- カ 災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- キ 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示する等、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

「防災訓練」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 地域防災訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
第2 市及び防災関係機関が実施する訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	危機管理課、消防本部
第4 訓練の検証	危機管理課、関係各課、消防本部

## 第1 地域防災訓練

担当部署は、防災関係機関と一体となり、毎年6月に児玉地域、9月に本庄地域にて実施する。

## 第2 市及び防災関係機関が実施する訓練

担当部署及び防災関係機関は、地域防災訓練と併せ又は単独で次の個別防災訓練を行う。

### 1 通信訓練

#### (1) 防災行政無線による通信訓練

担当部署及び防災関係機関は、県の実施する訓練に積極的に参加して、災害時における通信確保を図るため訓練を実施する。

#### (2) J-ALERT及びEm-Net

担当部署及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の動作確認と併せて、通信確保の訓練を実施する。

### 2 災害情報連絡訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時において市民に対する災害情報連絡が迅速かつ的確に行われるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

### 3 災害対策本部等の設置運営訓練

担当部署は、災害発生時の初動体制を確認し、被害を最小限に抑えるため、災害対策本部となる市役所本庁舎6階大会議室に集まり、本部の設営、職員配置や活動場所の確認、情報処理手順の確認を行う。

### 4 非常参集訓練

職員の勤務時間外における災害時対応行動として、災害対策本部員へのメール配信と緊急連絡網に基づく伝達により非常参集訓練を実施する。また、職員各自は、伝達事項、安否情報等を送信する安否確認訓練も併せて実施し、迅速な情報伝達及び確実な非常参集人員の把握について訓練する。

### 5 水防訓練の実施

担当部署は、坂東上流水害予防組合と連携し、市の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練・研修を実施する。

【水防訓練】

期日	訓練種目	実施場所	参加機関
年1回	水防工法一般	本庄市	消防機関、道路管理課、道路整備課、都市計画課、市街地整備室、危機管理課、坂東上流水害予防組合

6 土砂災害に係る全国統一防災訓練の実施

担当部署は、全国統一防災訓練に合わせ、土砂災害警戒区域等に指定された地域を対象に、関係機関とともに、6月に地域防災訓練に包括し実施する。

7 消防訓練の実施

災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、消防団において各種訓練を実施するとともに、市役所及び学校等において消防訓練を実施する。

【消防団における訓練】

実施責任者	実施場所	訓練事項
分団長	各分団器具置場付近	分団毎に機械器具の点検及び操法訓練を実施する。
消防団長	市	人員、機械器具の点検及び礼式消防操法訓練を行う。

【市役所、学校における消防訓練】

対象者	実施場所	訓練事項
市職員	市役所	火災発生の想定により、消火器等により初期消火について訓練を行う。
小学校職員	各小学校	消火器の使用要領及び建物初期消火の訓練を行う。
中学校職員	各中学校	消火器の使用要領及び建物初期消火の訓練を行う。

第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、市民相互の協力のもと平常時から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

学校、医療機関、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に併せて実施する。また、水防法に基づく洪水浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設は、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

自主防災組織等は、市及び消防機関が行う訓練に参加し、連携を図る。

#### 第4 訓練の検証

---

訓練実施後、次のとおり検証等を行う。訓練を実施した場合は、実施の結果を記録し、5年間保存しておく。

- 1 訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、参加者へフィードバックする。
- 2 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しを行う。
- 3 評価や課題は市の防災訓練に対する助言や参考資料として活用する。
- 4 訓練により抽出された課題は次の訓練に生かし、これを繰り返す。

## 第3節 自主防災組織等の整備

### ■ 基本方針

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限に抑え、災害の拡大を防止するには、市民等が出火防止、初期消火、被災者の救出活動、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが効果的である。このため、市は、自主防災組織、事業所等の整備を図る。

「自主防災組織等の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定	危機管理課
第2 事業所等の防災組織の整備	危機管理課、消防本部、関係各課

#### 第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定

市は、市民組織の設置の必要性について積極的かつ計画的に広報指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急対策活動が効果的に処理されるよう十分な理解と協力を求め、自主防災組織の整備を図る。

##### 1 自主防災組織の育成・強化

担当部署は、市民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、平常時から防災意識の高揚を図る等、防災体制の整備に努める。

市民による防災体制の整備により、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を市と市民が連携し構築する。

##### 2 自主防災組織の活動支援

担当部署は、災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援する。

また、災害危険箇所や指定避難所等を記した防災マップや、地区防災計画の策定を推進する。

##### 3 自主防災組織への訓練実施の支援

自主防災組織は、地域活動団体との連携を図り、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練等の実施を推進する。

また、消防団との連携を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、児童生徒等が自主防災組織による訓練に参加する等、学校と地域が一体となった防災教育を推進する。

担当部署は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

#### 4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。

担当部署は、自主防災組織において防災リーダーに対する教育・研修や防災活動の技術的向上を図るため、防災リーダー育成に必要な支援を行う。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くこと等、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

#### 5 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、災害時に迅速かつ的確な活動を行うために、行政区等の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定に努めるとともに、個々の市民への計画等の周知徹底を図る。

なお、地区防災計画の作成に当たっては、女性の意見も取入れる。

本庄市防災会議は、自主防災組織等から本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、学校等多くの人が利用する施設や事業所、社会福祉施設等においては、被害の発生も予想されることから、これら被害の防止と軽減を図るため、施設、事業所等の自主的な防災組織の育成指導を図る。

#### 1 一般企業の防災組織の整備等

担当部署は、県の支援・指導を得て、また、消防本部と連携して、企業における自主的な防災組織を整備し、災害時には各企業が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業継続上の取組を継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の市民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

## 2 施設内の防災組織の育成

担当部署は、学校、医療機関、市民文化会館等多数の人が出入りする公共的施設の管理者に対し、消防本部と連携して防火管理者を主体とする自主的な防災組織の育成指導を図る。

## 3 事業所内の防災組織の育成

担当部署は、各事業所の自主的な防災組織（自衛消防隊等）の整備を支援する。また、地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主的な防災組織として位置づけて、連携を図る。

## 4 関係機関への協力体制の確立

担当部署は、地域における災害対策組織による防災活動の円滑な実施を図るため、自主的な防災組織の整備を促進するとともに、次の関係機関への民間協力体制の充実を図る。

- (1) 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団及び自治会
- (2) 埼玉ひびきの農業協同組合、本庄商工会議所、児玉商工会等関係団体
- (3) PTA、その他の市民団体
- (4) その他の公共的団体

## 第4節 災害ボランティア活動のための環境整備

### ■ 基本方針

市は、災害が発生した場合に、ボランティア活動が効果的に活かされるよう、平常時からボランティアの受入体制や活動体制の整備に努める。

「災害ボランティア活動のための環境整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 県災害ボランティア登録制度の周知	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
第2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
第3 専門職ボランティアの組織化	関係各課
第4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
第5 ボランティアコーディネーターの養成	市民活動推進課、社会福祉協議会

### 第1 県災害ボランティア登録制度の周知

#### 1 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。市は、災害時に必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

#### 2 砂防ボランティア

市は、災害時に砂防ボランティア活動を実施する砂防ボランティアの派遣を要請する体制を整備する。

砂防ボランティアの活動内容は次のとおりである。

- (1) 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- (2) 土砂災害に関する知識の普及活動
- (3) 土砂災害時の被災者の援助活動

#### 3 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援している。

災害時動物救護活動ボランティアの活動内容は次のとおりである。

- (1) 指定避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- (2) 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- (3) 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
- (4) 支援物資の運搬

#### 4 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度の概要は次のとおりである。

- (1) 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受付ける。
- (2) 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
- (3) 県は、登録企業等及び登録した活動内容を県ホームページ等により広く紹介する。
- (4) 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
- (5) 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
- (6) 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- (7) 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。
- (8) この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

#### 第2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

担当部署及び本庄市社会福祉協議会は、医療、福祉、保健、被災建築物応急危険度判定等、様々な分野の専門ボランティア組織・団体と円滑に連携できるよう、情報を事前に把握しておくよう努める。

#### 第3 専門職ボランティアの組織化

担当部署及び本庄市社会福祉協議会は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速かつ的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせて、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築する等、平常時からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

対象とする主な専門職ボランティアは次のとおりである。

- 1 アマチュア無線技士
- 2 外国語堪能者
- 3 手話通訳者
- 4 点字通訳者
- 5 1級、2級建築士

#### 第4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

---

担当部署は、本庄市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に設置し、参集したボランティアを円滑に受入れるため、次の事前対策を講じる。

- 1 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成
- 2 必要な資機材の備え（市内地区、ボード、机、椅子、自転車等）
- 3 ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

#### 第5 ボランティアコーディネーターの養成

---

担当部署及び本庄市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。